

美馬市水防計画



美 馬 市

最終変更

令和6年3月21日（木）

水防に関する機関等連絡先一覧

No.	区分	機関等名称	電話番号	FAX番号	防災専用電話 (県総合情報通信 NW)
1	国	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	088-654-2211	088-654-9616	
2		徳島河川国道事務所 吉野川貞光出張所	0883-62-2396	0883-62-4259	
3		徳島河川国道事務所 吉野川美馬出張所	0883-63-2049	0883-63-5426	
4		吉野川ダム統合管理所	0883-72-3000	0883-72-4294	
5		気象庁 徳島地方気象台	088-622-3857	088-652-9407	221
6		自衛隊 徳島地方協力本部	088-623-2220	088-623-2319	
7		陸上自衛隊 第14旅団(善通寺)	0877-62-2311	0877-62-2311	
8		第14旅団 第15即応機動連隊(善通寺)	0877-62-2311	0877-62-2311	
9		第14旅団 第14施設隊(徳島)	0884-42-0991	0884-42-0991	425
10		第14旅団 第14飛行隊(北徳島)	088-699-5118	088-699-5118	
11	県	徳島県危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課	088-621-2716	088-621-2281	088-621-9500
12		徳島県県土整備部 河川整備課	088-621-2572	088-621-2870	088-621-9570
13		徳島県西部総合県民局(美馬庁舎) 地域創生観光部 危機管理担当	0883-53-2393	0883-53-2434	0883-53-9501
14		徳島県西部総合県民局(美馬庁舎) 県土整備部	0883-53-2211	0883-53-2083	0883-53-9520
15		徳島県警察本部	088-622-3101	088-621-2956	088-621-9560
16		徳島県警察 美馬警察署	0883-52-0110	0883-53-0110	
		脇町うだつ交番	0883-52-2751		
		脇町清水駐在所	0883-53-6613		
		脇町野村駐在所	0883-52-2750		
		美馬町喜来駐在所	0883-63-2110		
	美馬町谷口駐在所	0883-63-2577			
	穴吹交番	0883-52-1147			
	木屋平駐在所	0883-68-2110			

No.	区分	機関等名称	電話番号	FAX番号	防災専用電話 (県総合情報通信 NW)
17	市町村	美馬市 危機管理課	0883-52-1677	0883-52-5758	286
18		夏子ダム管理事務所	0883-53-8624	0883-53-8624	321
19		三好市	0883-72-7625	0883-72-7625	251
20		つるぎ町	0883-62-3111	0883-62-4944	284
21		東みよし町	0883-82-6303	0883-76-1010	256
22		美馬西部消防組合	0883-63-2214	0883-63-5601	258
23	公共機関	独立行政法人水資源機構 池田総合管理所	0883-72-2050	0883-72+6376	
24		西日本電信電話株式会社 徳島支店	088-602-1146	088-602-1288	
25		四国旅客鉄道株式会社 保線課	087-822-0117	087-851-4106	
26		四国電力株式会社 徳島支店	088-622-7121	088-656-4511	
27		四国電力送配電株式会社 池田支社	0883-72-7501	0883-72-7555	
28		美馬市社会福祉協議会	0883-53-7432	0883-53-6475	
29	マスコミ 報道機関	徳島新聞社 本社	088-655-7373	088-622-8617	
30		徳島新聞社 美馬支局	0883-52-0151	0883-52-0121	
31		NHK 徳島放送局	088-626-5975	088-653-8722	372
32		四国放送	088-626-2801	088-625-5441	373
33		エフエム徳島	088-656-2121	088-656-2104	375
34		エフエムびざん	088-656-5000	088-656-0791	
35		読売新聞 徳島支局	088-622-3155	088-626-3544	
36		朝日新聞 徳島総局	088-622-6155	088-622-6157	
37		毎日新聞 徳島支局	088-625-3131	088-625-3197	
38		共同通信 徳島支局	088-622-5155	088-624-2704	

目 次

本 編

第1章 総 則

第1節 目 的	-----	1
第2節 用語の定義	-----	1
第3節 水防の責任等	-----	6
1 市の水防責任		
2 居住者等の水防義務		
3 電気通信事業者等の義務		
第4節 安全配慮	-----	7
1 水防従事者等の安全確保		
2 安全配慮上の要点		

第2章 水防体制

第1節 水防本部	-----	9
第2節 水防本部の組織	-----	9
第3節 非常配備	-----	9
第4節 西部総合県民局管内の水防管理団体	-----	10

第3章 水防危険箇所

第1節 重要水防区域等	-----	11
1 重要水防区域等の意義		
2 重要水防区域等の活用		
第2節 重要水防区域等設定の基準	-----	11
第3節 西部総合県民局管内の重要水防区域等総括表	-----	12

第4章 予報及び警報

第1節 気象台が発表する各種警報等	13
1 全般	
2 水防活動に利用できる各種警報等	
3 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）	
4 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）	
5 大雨警報・大雨注意報発表の細部指標	
6 洪水警報・洪水注意報発表の細部指標	
7 津波情報の発表基準	
8 警報等の伝達系統及び手段	
第2節 洪水予報（国土交通大臣と気象庁長官の共同）	17
1 洪水予報の実施河川・区域等	
2 洪水予報の種類と発表の基準	
3 洪水予報発表の流れ（イメージ）	
4 吉野川の氾濫水位レベル	
5 洪水予報の伝達系統	
第3節 洪水予報（徳島県知事と気象庁長官の共同）	20
第4節 水防警報（国土交通大臣）	20
1 水防警報の種類と内容	
2 吉野川に係る水防警報の実施区域及び担当官署	
3 吉野川に係る水防警報の発表基準	
第5節 水防警報（知事）	21
第6節 水防信号	21
1 水防信号の意味	
2 水防信号の実施要領	

第5章 水防活動

第1節 観測及び通報	23
1 雨量の観測通報	
2 市に関係のある雨量観測所	
3 水位の観測通報	
4 ダム流量の通報	

第2節 樋門・閘門・排水機場の操作	-----	26
1 管理者		
2 操作責任者		
3 点検整備		
4 樋門・閘門・排水機場の箇所		
5 排水ポンプ車の要請連絡系統及び保管場所		
第3節 監視及び警戒	-----	27
1 常時監視		
2 非常警戒		
第4節 水防団（消防団）の出動体制	-----	28
1 指令の区分及び基準		
2 出動解除後の報告等		
第5節 水防作業	-----	29
1 水防工法		
2 水防作業上の心得		
3 水防資器材の補充		
4 水防活動に係る連絡・支援系統		
5 警戒区域の設定		
6 水防用の標識等		
第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置並びに避難	-----	31
1 決壊・漏水等の通報		
2 決壊・漏水等の通報系統		
3 決壊等後の措置		
4 避難のための立ち退き		
5 浸水想定区域内にある施設の名称及び所在地		

第6章 協力及び応援

第1節 応援及び相互協定	-----	35
1 警察官の応援要請		
2 水防管理団体等相互の応援		

3	災害時相互応援協定	
4	自衛隊の災害派遣の要請の求め	
5	市の河川管理者に対する協力	
第2節	水防に関する協議会	36
1	国土交通省が主催する協議会	
2	県（西部総合県民局）が主催する協議会	

第7章 水防施設及び輸送

第1節	水防倉庫及び資器材	37
1	水防倉庫	
2	水防資器材	
第2節	非常輸送	37
1	県の行う輸送路の確保	
2	市の行う輸送路の確保	
3	優先通行	
4	緊急通行	

第8章 通信連絡体制

第1節	徳島県総合情報通信ネットワークシステム	39
第2節	非常通話回線の確保	39
1	水防通信の確保のための協力義務	
2	通話回線の優先利用	
3	通話回線の優先利用のための協定の締結	
第3節	特別取扱いの電報と積極活用	39
1	非常電報・緊急電報	
2	非常電報等の活用	
第4節	その他の通信	40
第5節	報道機関の活用	40

第9章 費用負担と公用負担

第1節 水防費用の負担	-----	41
1 原則		
2 利益を受ける市町村の費用負担		
第2節 公用負担	-----	41
1 物的公用負担		
2 人的公用負担（居住者等の水防義務）		
3 公用負担権限証明書		
4 公用負担証		
第3節 損失補償	-----	43
1 公用負担による損失		
2 緊急通行による損失		
第4節 災害補償	-----	43
1 消防団員等の公務死亡等		
2 水防活動に従事した居住者等		

第10章 水防報告等

第1節 水防報告	-----	45
1 水防活動実績表		
2 水防活動による使用（消費）資材費内訳		
第2節 水防記録	-----	46

第11章 水防訓練

第1節 水防訓練の実施	-----	47
第2節 水防訓練実施要領	-----	47
第3節 水防訓練実施上の留意事項	-----	48
1 実際の・実践的訓練の実施		
2 訓練参加者の創意		
3 成果・教訓の蓄積と反映		

付 表

付表－1	美馬市区域内の重要水防区域一覧表	50
付表－2	美馬市区域内の樋門・閘門一覧表	54
付表－3	西部総合県民局（美馬）管内の排水機場一覧表	58
付表－4	美馬市区域内の排水ポンプ車保管場所一覧表	58
付表－5	美馬市区域内の資器材購入先及び能力	59
付表－6	備蓄資器材一覧表	60
付表－7	県備蓄資器材一覧表（西部総合県民局備蓄分）	64

資 料

資料－１	国土交通省管理河川の重要水防箇所評定基準（案）	-----	68
資料－２	徳島県管理河川の重要水防区域評価基準（案）	-----	70
資料－３	樋門等操作記録簿	-----	72
資料－４	水防工法の概要	-----	74
資料－５	非常電報及び緊急電報の活用想定場面	-----	78
資料－６	水防法	-----	79
資料－７	河川法	-----	104
資料－８	重要水防区域及び水防倉庫位置図	-----	巻末添付

美馬市水防計画を使用するにあたって

市職員、防災関係機関の職員、市内事業者及び市民等全ての水防関係者は、本計画を活用しつつ『**防災思想**』の啓発並びに『**防災知識**』の向上に日々努めるものとする。

また、毎年発生する大雨や台風に備え、日頃から「自助」・「共助」・「公助」それぞれの領域において『**物心両面にわたる備え**』を**実践**し、水災の発生を可能な限り未然に防止するとともに、いざという時には相互に協働しつつ**被害の局限（防災・減災）を期す**よう努めなければならない。

本 編

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定により、知事から「指定水防管理団体」に指定されている市が、法第33条の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定め、市内における河川の洪水若しくは地震による堤防の損傷、漏水又は沈下等が発生した場合による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

美馬市水防本部	<p>水防本部の機能は、「災害対策本部」又は「災害警戒本部」あるいは「災害情報連絡室」のいずれかが担う。</p> <p><u>このため、市は、水防事務を実施するにおいて「水防本部」という組織体を別に編成することはしない。</u></p>
水防管理団体	<p>水防の責任を有する美馬市をいう（法第2条第2項）。</p>
指定水防管理団体	<p>水防管理団体のうち水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、知事から指定を受けたものをいう（法第4条）。</p> <p>美馬市は、県告示第876号（昭和61年12月12日、令和2年4月1日段階）により、平成17年3月1日に「指定水防管理団体」となっている。</p>
水防管理者	<p>水防管理団体である市町村の長たる美馬市長をいう（法第2条第3項）。</p>
水防団	<p>法第6条に規定する水防団をいう。</p> <p>法第5条第2項において「指定管理団体（美馬市）は、その区域内にある<u>消防機関</u>（消防組織法第9条の規定に基づき「<u>消防本部</u>」、「<u>消防署</u>」及び「<u>消防団</u>」をいう。）が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなけ</p>

ればならない。」としているが、美馬市にあっては消防団が水防事務を十分に処理することができるため、市に「水防団」を置くことはしない。

水防団長

美馬市は水防団を置かないため、法第6条第1項に基づく「水防団長」や「水防団員」は組織しない。

このため、法第6条第2項の規定する「水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項」を定める条例は制定していない。

水防協力団体

水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、水防管理者が水防協力団体として指定したものをいう。

現在、美馬市をはじめ徳島県内には、指定を受けた水防協力団体はない（法第26条及び第37条）。

水防活動

洪水の発生を未然に防ぎ、又は洪水が生起したときに被害を最小限にするために行う活動であって、増水した河川の巡視（パトロール）や堤防に土のうを積んで越水等を防止したり、また崩壊の危険がある堤防の箇所を補強する活動等をいう。

水防体制

河川等の状況及びそれに対応してあらかじめ定める基準に応じて、水防管理者が水防団（消防団）に指令を出す出動体制のことであり、「待機」、「準備」、「出動」及び「解除」の4段階がある。

洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう（法第10条第2項及び第11条第1項）。

徳島県にあっては、国土交通大臣（徳島河川国道事務所長）と気象庁長官（徳島地方気象台長）が共同して洪水予報を行う河川は、『吉野川』と『那賀川』の2河川であり、そのうち美馬市区域に関係する国指定洪水予報河川は『吉野川』の1河川のみである。

同じく、知事（河川整備課長）と気象庁長官（徳島地方気象台長）が共同して洪水予報を行う河川は、『勝浦川』の1河川のみであり、美馬市区域に関係する県指定洪水予報河川はない。

水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるもの

として指定した河川をいう（法第13条）。

徳島県内にあっては、国土交通大臣が指定した水位周知河川は、『旧吉野川』等の9河川があるが、美馬市区域に関する国指定水位周知河川はない。

同じく、徳島県知事が指定した水位周知河川は、『貞光川』等の15河川があるが、美馬市区域に関する県指定水位周知河川はない。

洪水予報

洪水予報河川において洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同で、水位又は流量（国が行う洪水予報の場合は、これに加えて、氾濫した後における水位又は流量、若しくは氾濫により浸水する区域及び水深）を示して、当該河川の状況を通知及び周知させるために行う発表をいう。

洪水予報には、「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」、「氾濫危険情報」及び「氾濫発生情報」の4種類がある。

水防警報

国土交通大臣は、洪水等により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川）等について、知事は、国土交通大臣が指定した河川等以外の河川等で洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表である。水防警報の種類は、主に「待機」、「準備」、「出動」、「解除」及び「情報（県の場合は「水位情報」）」がある（法第16条）。

水防警報河川

国土交通大臣が、洪水等により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、また知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の河川で洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、それぞれ「水防警報」をしなければならないとされており、その場合の当該河川を水防警報河川という（法第16条）。

美馬市区域に関する水防警報河川は、国土交通大臣が指定した『吉野川』1河川のみである。

洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される場所を「洪水浸水想定区域」として、国土交通大臣及び知事が指定した区域をいう。

美馬市区域に関する洪水浸水想定区域が指定されている河川は、『吉野川』の1河川のみである。

重要水防箇所 (区域)	<p>洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所をいう。</p> <p>堤防の区間は長いため、堤防の高さや幅及び過去の漏水等の実績から、あらかじめ水防上重要な区間を定めることにより、水防活動の要否判断のための堤防の点検が効率的に実施でき、危険な箇所の早期発見が可能となる。</p>
要配慮者利用 施設	<p>社会福祉施設（老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、子育て支援施設、一時預かり施設、児童相談所等）、学校、医療施設（病院、診療所、助産所）その他の主として防災上配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者で「要配慮者」という。）が利用する施設をいう。</p>
避難確保計画	<p>要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び防災訓練の実施、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置について定めた計画をいう。</p>
河川管理者	<p>河川法上の河川とは、一級河川及び二級河川をいう（河川法第3条）。</p> <p>河川管理者とは、当該河川を管理する者をいう（河川法第7条）。</p> <p>一級河川とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定したものをいう。<u>美馬市区域内にある一級河川は、「吉野川」のみであるが、穴吹川は吉野川水系(支流)として一級河川として扱われている。</u>一級河川の河川管理者は、国土交通大臣である。</p> <p>二級河川とは、一級河川に指定された水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定したものをいう。<u>美馬市区域内に二級河川はない。</u>二級河川の河川管理者は、知事である。</p> <p>それ以外として、市長が指定し管理する河川で、河川法の二級河川の規定の適用を受ける「準用河川」、及び市長が条例により指定し管理する河川で、河川法の適用を受けない「普通河川」がある。現在、美馬市区域内には、袋谷川等182の「準用河川」がある。</p>
樋門・水門 閘門・陸閘	<p>樋門（ひもん）とは、河川や水路がより大きな川に合流する場所に、河川や水路を横断する形で設けられる流水を制御するため</p>

の構造物であり、合流先の川の水位が洪水等で高くなった時に、その水が堤内地川に逆流しないようする施設をいう。樋門は、堤体内に暗渠を挿入して設置（土手に埋め込まれた水が流れるトンネル）される。美馬市区域内には、24箇所の国管理樋門、3箇所の県管理樋門及び2箇所の市管理樋門がある。

水門（すいもん）とは、橋のように堤防の両岸にわたって設けられることが多い規模の大きな施設であり、本川の洪水が支川に流入することを防止したり、海水が川に逆流するのを防止したりする機能がある。美馬市区域内には水門はない。

閘門（こうもん）とは、水位の異なる河川や水路等の間で、船を上下させるために設けられる装置・施設である。美馬市区域内には、1箇所の国管理閘門がある。

陸閘（りくこう）とは、河川等の堤防を通常時は生活のために途切れさせており、増水時には、それをゲート等で塞いで暫定的に堤防の役割を果たすために設けられた施設である。美馬市区域内には陸閘はない。

表面雨量指数

短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。

降った雨が地中に侵み込みやすい山地や水はけの良い傾斜地では、雨水は溜まりにくい特徴がある一方で、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中に侵み込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。

表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したものである。

土壌雨量指数

降った雨が地下の土壌中に溜まっている状態を指す値のことという。土砂災害は、現在降っている雨だけではなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係している。この指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したものである。

この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

流域雨量指数

河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

河川流域を1 km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量をタンクモデルを用いて数値化したものである。

第3節 水防の責任等

1 市の水防責任

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。
具体的には、水防法等の規定に基づき、次の事務を行う。

区 分	事 務 内 容
水 防 事 務	消防機関の出動準備及び出動（法第17条）
補 償 賠 償 等	消防団員の公務災害補償（美馬市消防団条例(条例)第15条）
	消防団員が退職・死亡した場合の退職報奨金支給（条例第16条）
	緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
	公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
	水防従事者に対する災害補償（法第45条）
河 川 管 理	平常時における河川の巡視（法第9条）
	河川に水防上危険箇所があった際の河川管理者への連絡（法第9条）
	河川に水防上危険箇所があった際の必要な措置の求め（法第9条）
	水位の通報（法第12条第1項）
	堤防決壊時の通報（法第25条）
	堤防決壊後の措置（法第26条）
避 難	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（法第15条）
	予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
	避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示（法第15条の3第3項）
	要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、前項の指示に従わなかったときのその旨の公表（法第15条の3第4項）
	避難のための立退きの指示（法第29条）
警 戒 区 域	警戒区域の設定（法第21条）
基 盤 整 備	水防訓練の実施（法第32条の2）
	水防計画の策定（法第33条第1項）
	水防計画の要旨の公表（法第33条第3項）
	水防協力団体の指定・公示（法第36条）
	水防協力団体に対する監督等（法第39条）
	水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言（法第40条）
受 援	水防協力団体の水防経費の水防管理団体の負担（法第41条）
	警察官の援助の要求（法第22条）
	他の水防管理団体、市町村長又は消防長への応援要請（法第23条）

2 居住者等の水防義務

水防管理者、消防機関の長は、消防団等消防機関のみでは人員が不足するなど水防のためにやむを得ないと判断した場合は、美馬市区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができるとしている（法第24条）。この場合、地元住民は、できる限りこれに協力するよう努めるものとする。

また、水防法第27条第1項においては、「何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。」とされており、地元住民は、水防に係る通信にも協力するよう努めるものとする。

3 電気通信事業者等の義務

水防管理者、消防機関又はこれらの者の命を受けた者は、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用でき、更に、鉄道通信施設等の専用通信施設も使用することができることとなっている（法第27条第2項）。

第4節 安全配慮

1 水防従事者等の安全確保

水防活動や避難誘導を実施するに際しては、それら水防活動等に従事する者自身の身体及び生命の安全の確保に留意するものとする。

2 安全配慮上の要点

- ① 水防活動や避難誘導の際は、原則として、複数人で活動することとし、指揮者は自身及び団員の安全管理に特に留意する。
消防団員等の安全を確保する必要がある場合は、機を失せず速やかにかつ果敢に退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ② 水防活動に従事する際は、常にライフジャケットを着用する。
- ③ 水防活動や避難誘導の際は、安否確認のため、また水防に関する情報の共有のため、複数の通信機器を携行する。
- ④ 水防活動や避難誘導の際は、現場において最新の気象情報を入手できるよう、ラジオやスマートフォン等の情報ツールを携行する。
- ⑤ 水防活動を行う場合は、活動範囲に応じて、気象や周辺環境の変化を迅速に認知し得るよう、監視員を適切に配置する。
- ⑥ 指揮者は、水防活動を行う時間や要領・段取り等を団員に周知・徹底し共有しておく。
- ⑦ 指揮者は、退避等安全確保措置が必要になった場合に備え、退避方法、退避場所、退避以外の安全確保措置及び安全確保措置のための指示の要領を、現地において水防活動前に周知・徹底し共有しておく。

- ⑧ 退避等の安全確保措置を行うか否か迷った場合は、必ず、積極策を採用する（『空振り』は許されるが、『見逃し』は許されない。）。
- ⑨ 平素から、堤防決壊事例や水防活動の実態等の資料を収集し消防団に配付し、また研修や水防訓練を実施して水防知識と水防能力の向上を図る。

第2章 水防体制

第1節 水防本部

徳島地方気象台長の発表する「防災気象情報（警報・注意報等）」、及び県と徳島地方気象台長の共同若しくは徳島河川国道事務所長と徳島地方気象台長の共同による「洪水予報（氾濫警戒情報等）」等の発表・通知を受けて総合的に判断した結果、市長（水防管理者。以下、同じ。）が洪水等の危険があると認めたときは、市は、その時の状況に応じて最適な対処体制を敷くものとする。

水防に係る対処体制は、美馬市危機管理指針（令和3年1月全面改定版）に基づき、「災害情報連絡室」、「災害警戒本部」又は「災害対策本部」のいずれかによる。

第2節 水防本部の組織

美馬市危機管理指針第4章「危機への対処」に規定する組織体制による。

第3節 非常配備

市は、平素の体制（状況把握体制）から水防に係る非常体制への切り換えを、迅速かつ果敢に行う。

水防に係る市の対処体制及び休日・勤務時間外における職員の動員配備（呼集）の基準は、以下のとおり。

事象	—	吉野川池田観測水位 (氾濫注意水位) 6.7mに到達	吉野川池田観測水位 (避難判断水位) 7.4mに到達	吉野川池田観測水位 (氾濫危険水位) 8.0mに3時間 以内に到達見通し	吉野川池田観測水位 (計画高水位) 11.872m
気象情報等 (気象庁) (国交省)	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 (警報に切り替わる 可能性が高い)	大雨警報 (浸水害)	—	大雨特別警報 (浸水害)
		洪水注意報 (警報に切り替わる 可能性が高い)	洪水警報	記録的 短時間 大雨情報	顕著な大雨に関する情報 (線状降水帯の発生)
		氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報	氾濫発生情報
	吉野川水系 洪水キキクル (うす青)	吉野川水系 洪水キキクル (黄色)	吉野川水系 洪水キキクル (赤)	吉野川水系 洪水キキクル (紫)	吉野川水系 洪水キキクル (黒)
	—	浸水キキクル (黄色)	浸水キキクル (赤)	浸水キキクル (紫)	浸水キキクル (黒)
吉野川 水害リスクライン (うす青)	吉野川 水害リスクライン (黄色)	吉野川 水害リスクライン (赤)	吉野川 水害リスクライン (紫)	吉野川 水害リスクライン (黒)	
対処体制	週番担当職員 【常設】	災害情報連絡室 【判断設置】	災害警戒本部 【判断設置】	災害対策本部 【判断設置】	
職員の行動 (緊急登庁基準)	週番職員は必 要に応じ30 分以内に登庁	全ての災害 情報連絡室 要員は1時間 以内に登庁	全ての災害 警戒本部 要員は1時間 以内に登庁	全ての災害対策本部要員 は1時間以内に登庁	
		他の職員は テレビ・ネット 情報等を注視	他の職員は連 絡が取れ即座 に登庁が可能 な態勢を確保	災害対策本 部以外の全職 員は限り速や かに登庁	本部要員 は可能な かたに登庁

第4節 西部総合県民局管内の水防管理団体

令和5年4月1日現在における西部総合県民局管内の水防管理団体は、以下のとおり。

水防管理団体名	分団班数	団員数	危険河川・危険箇所		指定年月日 (指定水防管理団体)
			河川数	危険箇所数	
美馬市	24	712	20	40	H17. 3. 1
三好市	52	1,216	6	14	H18. 3. 1
つるぎ町	18	266	5	14	H17. 3. 1
東みよし町	17	360	4	10	H18. 3. 1
計	111	2,554	35	78	—

第3章 水防危険箇所

第1節 重要水防区域等

1 重要水防区域等の意義

堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川において定められる「重要水防箇所」と、県管理河川において定められる「重要水防区域」がある。

国及び県により各管理河川における重要水防区域等を定め、これを市に周知されることにより、水防活動に対し一定の指針が与えられることになる。

2 重要水防区域等の活用

市は、各重要水防区域等に係る特性を平素から把握し、洪水時における水防活動や住民の避難等対応方法を明確化し、もって洪水による被害発生未然防止又は被害の極小化を図る。

平素から把握すべき「重要水防区域等に係る特性」の主要なものは、以下のとおり。

- ① 地区名
- ② 当該地区の戸数・住民数
- ③ 区域担当消防団
- ④ 区域担当消防団の団員数
- ⑤ 周辺の指定避難所の位置
- ⑥ 周辺の指定避難所の収容能力 等

上記により把握した各重要水防区域等に係る特性は、「重要水防区域一覧表」により整備する。

★付表－1「美馬市区域内の重要水防区域一覧表」

また、市は、洪水時における水防活動の迅速かつ円滑な実施に資するため、特に出水期前において、河川管理者及び消防団と合同で重要水防区域等の巡視を行い、その実態把握に努めるものとする。

第2節 重要水防区域等設定の基準

国土交通省管理河川及び県管理河川の双方の重要水防区域等には「重点区間」があり、水防上最も重要な区間を「重要度 A」、水防上重要な区間を「重要度 B」に、また水防上注意を要する区間を「要注意区間」に指定することとなっている。

国土交通省管理河川及び県管理河川の各設定の基準は、堤防の高さ、漏水履歴の有無、堤防の築造後年数等の区分に応じた細部の設定基準がある。

◆資料－1「国土交通省管理河川の重要水防箇所評定基準（案）」

◆資料－2「県管理河川の重要水防区域評価基準（案）」

第3節 西部総合県民局管内の重要水防区域等総括表

(令和5年4月1日現在)

河川名	箇所数	重要水防区域の延長 (m)	重要度 A 区間の延長 (m)	管轄庁舎
吉野川	15	15,505	4,835	美馬庁舎
	9	10,951	10,951	三好庁舎
穴吹川	7	3,700	1,800	美馬庁舎
貞光川	7	2,600	1,600	美馬庁舎
井口谷川	1	150	0	美馬庁舎
高瀬谷川	1	1,400	0	美馬庁舎
三谷川	2	600	0	美馬庁舎
半田川	1	200	200	美馬庁舎

細部は、付表-1「美馬市区域内の重要水防区域一覧表」を参照のこと。

第4章 予報及び警報

第1節 気象台が発表する各種警報等

1 全般

徳島地方気象台から、現下の気象状況等に応じて浸水害等に備えるために各種の警報等の気象情報が一般に発表される。

これに先んじて、気象台から市（危機管理課）に個別の先行情報がもたらされることが多い。市は、この先行情報及び気象情報等を総合的に勘案し、水防に最適な対処体制をとり、先行的な対策措置を講じなければならない。

2 水防活動に利用できる各種警報等

水防活動に利用できる各種警報等は、以下のとおり。

区分	警報等の種類	発表基準等
警報等	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に1度の降雨量となるような警報の発表基準を遙かに超える大雨が予想される場合に発表される。 特に警戒すべき事項を表題に明示し、「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。【警戒レベル5】
	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。 特に警戒すべき事項を表題に明示し、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。 雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合は発表が継続される。【警戒レベル3】
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想した場合に発表される。 重大な洪水災害には、河川の増水・氾濫、堤防の損傷・決壊並びにそれらによる重大な浸水害が挙げられる。【警戒レベル3】
	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想した場合に発表される。【警戒レベル2】
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想した場合に発表される。【警戒レベル2】

土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに气象台と県から共同して発表される。 〔警戒レベル4〕
----------	---

3 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）（令和5年6月から）

① 大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に発表される。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現

② 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（同前）がさらに降り続けると予想される市町村等に発表される。

※ 地域毎の「表面雨量指数」、「流域雨量指数」及び「土壌雨量指数」の基準値は、以下のURL「気象等に関する特別警報の指標（発表条件）」において確認のこと

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

4 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表される。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上となっている。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近又は通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表される。

※ 「台風」は、前線を伴わず低気圧のみで構成されるものをいい、台風と同程度の気圧又は最大風速に発達したものであっても前線を伴っている場合は「温帯低気圧」となる。

5 大雨警報・大雨注意報発表の細部指標

(令和4年5月26日現在)

区	域	地	域	表面雨量指数		土壌雨量指数	
				警報	注意報	警報	注意報
美馬北部・阿北		美馬市	脇・美馬・穴吹	警報	17	警報	155
				注意報	7	注意報	113
美馬南部・神山		美馬市	木屋平	警報	20	警報	194
				注意報	15	注意報	155

6 洪水警報・洪水注意報発表の細部指標

(令和5年6月8日現在)

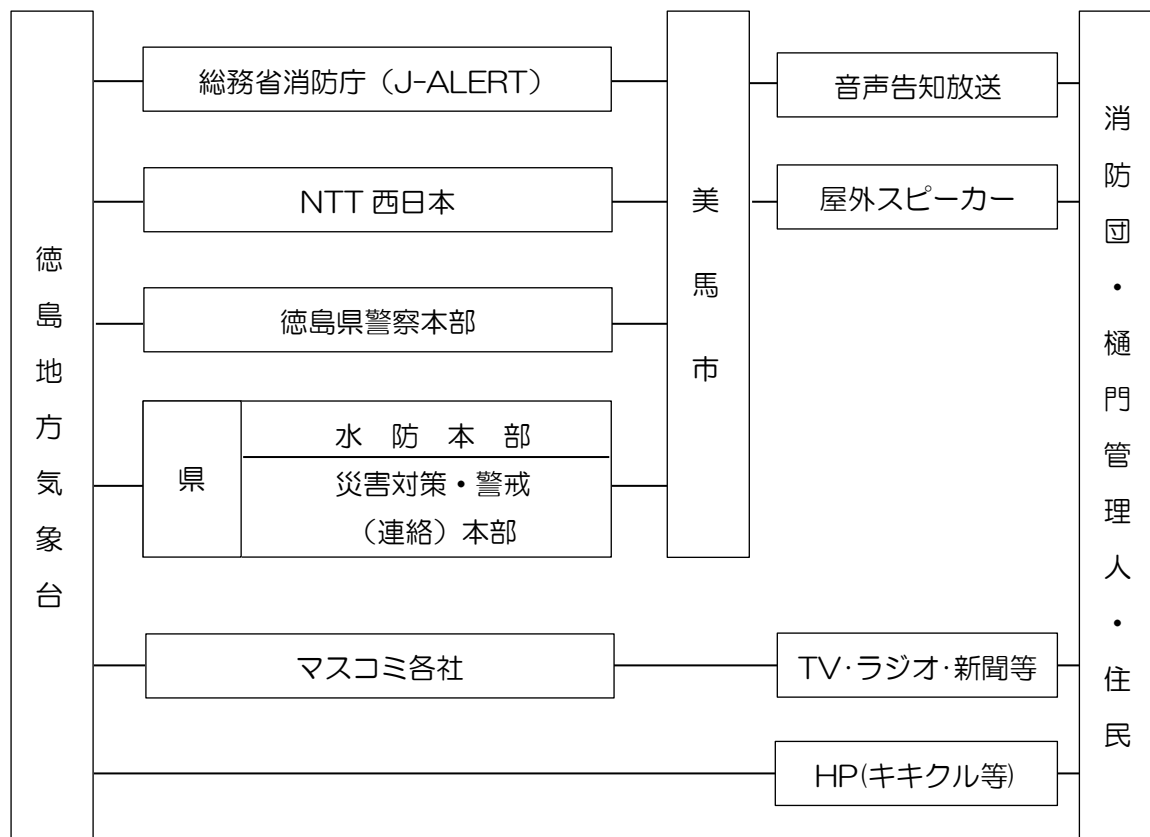
区	域	地	域	流域雨量指数	
				洪水警報	洪水注意報
美馬北部・阿北		美馬市	脇・美馬・穴吹	曾江谷川流域=21.5 穴吹川流域=41.6 大谷川流域= 5.0 井口谷川流域= 9.6 中鳥川流域= 6.9	曾江谷川流域=17.2 穴吹川流域=33.2 大谷川流域= 4.0 井口谷川流域= 7.6 中鳥川流域= 5.5
				美馬南部・神山	木屋平

7 津波情報の発表基準

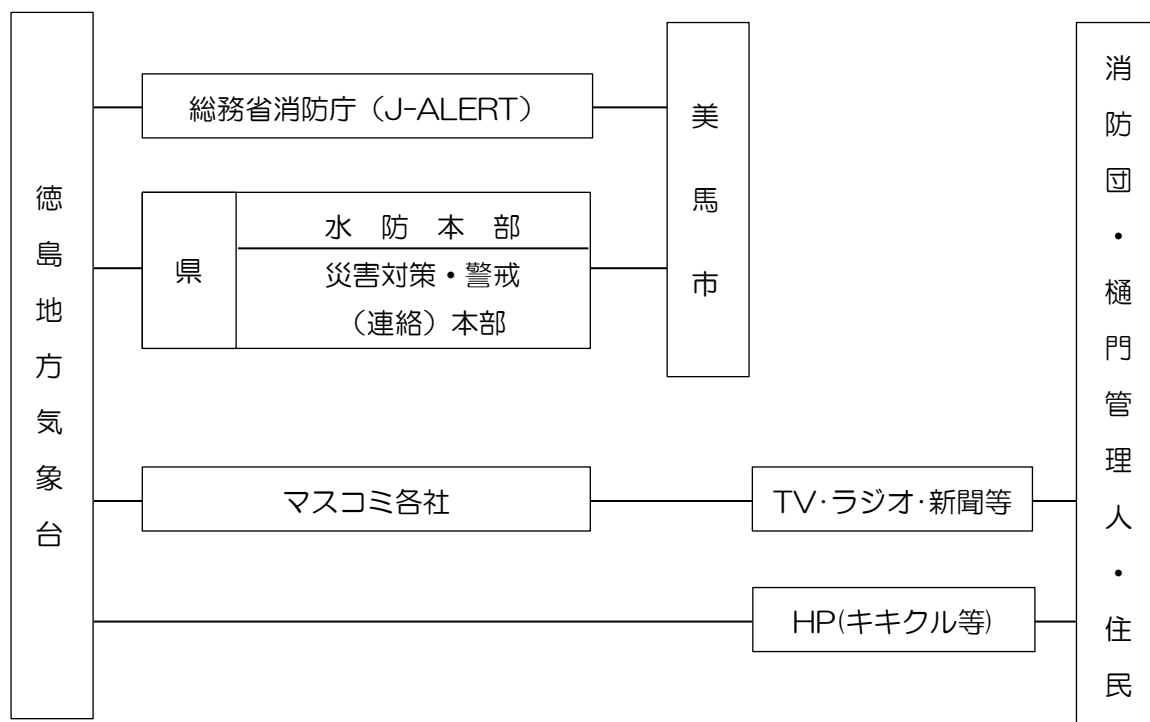
区分	発表基準 (津波の高さの予想の区分)	数値での発表	巨大地震(M8以上)の場合の表現
大津波警報 (特別警報)	10m < 高さ	10m超	『巨大』
	5m < 高さ ≤ 10m	10m	
	3m < 高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	1m < 高さ ≤ 3m	3m	『高い』
津波注意報	20cm ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

8 警報等の伝達系統及び手段

① 特別警報・警報の伝達系統及び手段



② 注意報・情報の伝達系統及び手段



第2節 洪水予報（国土交通大臣と気象庁長官の共同）

1 洪水予報の実施河川・区域等

美馬市区域に関係する指定洪水予報河川と予報区域等は、以下のとおり。

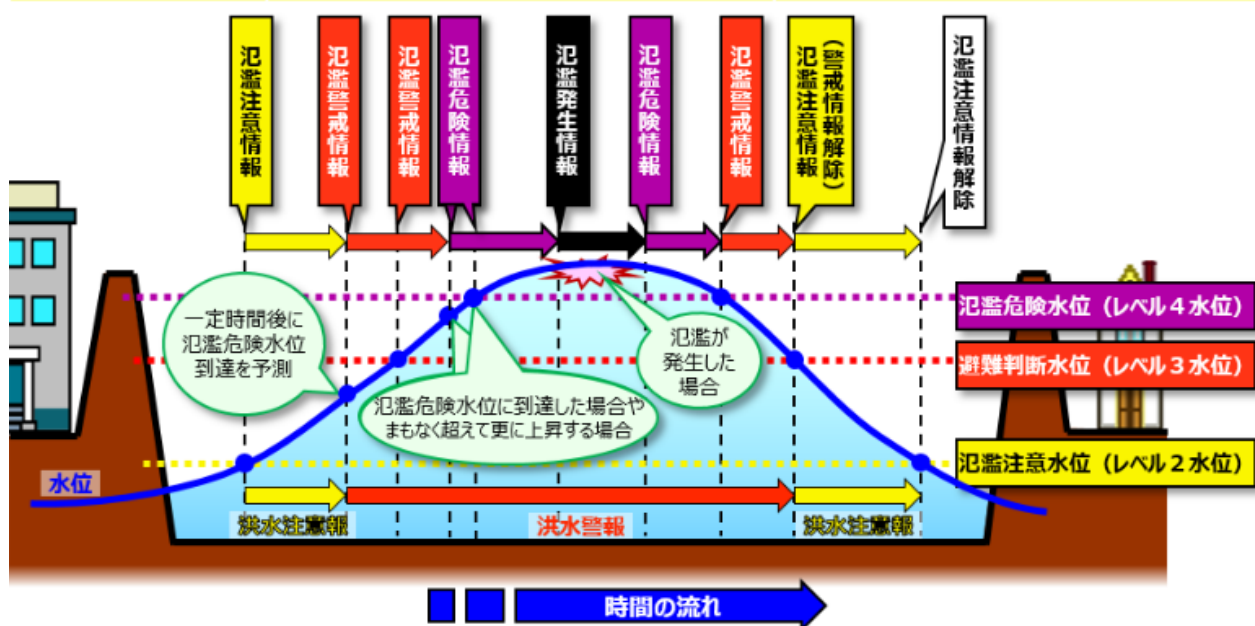
河川	予報区域	基準地点 (水位・流量)	担当官署
吉野川	左岸	池田町～河口 (77.69 km)	池田(無堤) 池田(有堤) 岩津
	右岸		
			徳島河川国道事務所 ・ 徳島地方気象台

2 洪水予報の種類と発表の基準

予報の種類 (警報・注意報の別)	発表の基準	警戒レベル
吉野川氾濫発生情報 (洪水警報)	<u>氾濫が既に発生</u> し、氾濫水への最大限の警戒が必要な場合に発表される。	警戒レベル5
吉野川氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点(観測所)のうち「池田(無堤)」、「池田(有堤)」、「岩津」のいずれかの水位が、 <u>急激な水位上昇により間もなく「氾濫危険水位」を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき</u> 、或いは「 <u>氾濫危険水位</u> 」に到達し、いつ氾濫してもおかしくない状態のときに発表される。	警戒レベル4
吉野川氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点(観測所)のうち「池田(無堤)」、「池田(有堤)」、「岩津」のいずれかの水位が、 <u>一定時間後に「氾濫危険水位」に到達すると見込まれるとき</u> 、あるいは「 <u>避難判断水位</u> 」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。	警戒レベル3
吉野川氾濫注意情報 (洪水注意報)	全ての基準地点(観測所)のいずれかが「 <u>氾濫注意水位</u> 」に到達し、さらに水位の <u>状況が見込まれるとき</u> に発表される。	警戒レベル2
備考	上記発表基準のほか、予報区域内における「降雨」・「水位」等の状況から、洪水予報を行う必要を認めたとときは、徳島河川国道事務所及び徳島地方気象台のいずれか一方の申し出により、協議して「吉野川氾濫注意情報(氾濫注意報)」、「吉野川氾濫警戒情報(洪水警報)」、「吉野川氾濫危険情報(洪水警報)」又は「吉野川氾濫発生情報(洪水警報)」のいずれかを発表する。	

3 洪水予報発表の流れ（イメージ）

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



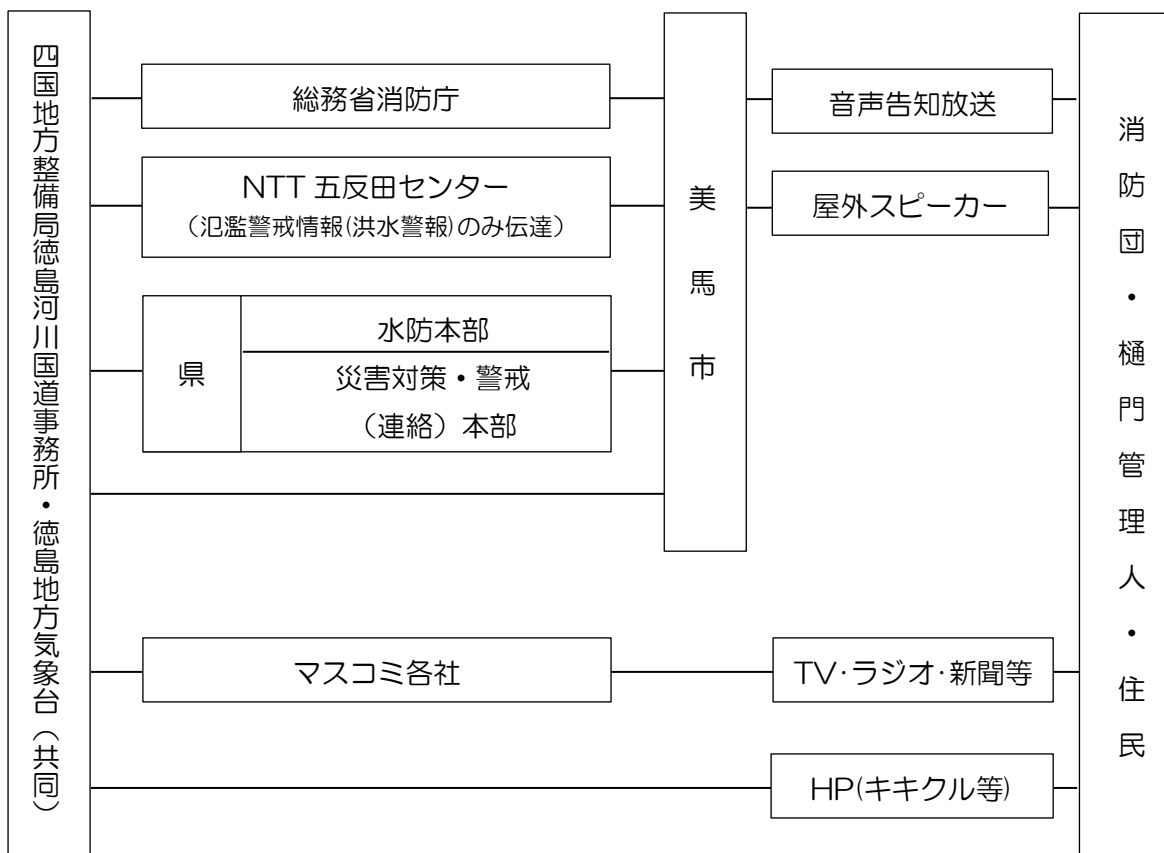
4 吉野川の氾濫水位レベル

吉野川に係る「水防団（消防団）待機水位」、「氾濫注意水位」、「避難判断水位」及び「氾濫危険水位」の水位レベルは、以下のとおり。

河川名	観測所名	水防団待機水位 (消防団待機水位)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
		警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	
吉野川	池田 (無堤)	4.10m	6.70m	7.40m	8.00m	11.872m
	池田 (有堤)			8.00m	9.70m	
	岩津	3.30m	5.30m	6.80m	7.50m	12.937m

※ 「池田（無堤）」及び「池田（有堤）」が、美馬市に係る観測所

5 洪水予報の伝達系統



第3節 洪水予報（徳島県知事と気象庁長官の共同）

徳島県内で、知事（河川整備課長）と気象庁長官（徳島地方気象台長）が共同して発表することが予定されている洪水予報河川は「勝浦川」のみであることから、当該洪水予報は美馬市区域に影響しない。

第4節 水防警報（国土交通大臣）

1 水防警報の種類と内容

段 階	警報の種類	警 報 の 内 容
第 1 段 階	待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、直ちに水防機関が出動できるように『待機』する必要があることを警告するもの
第 2 段 階	準 備	水防に関する情報連絡や水防資器材の整備等に努めるとともに、水防機関に出動の『準備』をさせる必要があることを警告するもの
第 3 段 階	出 動	水防機関が『出動』する必要があることを警告するもの
第 4 段 階	解 除	水防活動を必要とする出水状況が『解消』したこと、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を『解除』することを通告するもの
備 考		「出動」を発表してから「解除」するまでの間、水位の上昇・下降、最高水位及び水位見込み等水防活動を行う上で必要な情報を、適宜、『情報（水位情報）』として通知する。

2 吉野川に係る水防警報の実施区域及び担当官署

河 川	予 報 区 域	基 準 地 点 (水位・流量)	担 当 官 署
吉野川	左 岸 ・ 右 岸 池 田 町 ～ 河 口 (7 7 . 6 9 km)	池 田 ～ 岩 津	徳島河川国道事務所
		岩津～中央橋	
		中央橋～第十	
		第十～河口	

3 吉野川に係る水防警報の発表基準

河川	観測所	水防警報の発表基準			
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
		『待機』	『準備』	『出動』	『解除』
吉野川	池田 (無堤) ・ 池田 (有堤)	氾濫注意水位以上に到達すると予想されるとき	水防団(消防団)待機水位 <u>4.1m</u> に到達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位 <u>6.7m</u> に到達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
	岩津		〃 <u>3.3m</u> 〃	〃 <u>5.3m</u> 〃	
	中央橋		〃 <u>3.4m</u> 〃	〃 <u>4.9m</u> 〃	
	第十		〃 <u>3.7m</u> 〃	〃 <u>5.3m</u> 〃	

第5節 水防警報（知事）

知事が指定した水防警報河川及び知事が指定した水位周知河川について、知事が水防警報や水位情報を発表するが、美馬市区域内に当該対象河川はない（当該対象河川は、西部総合県民局管内には1河川のみで、かつ美馬市に近い「貞光川」がそれにあたる。）。

第6節 水防信号

1 水防信号の意味

「警鐘」を叩くことで発する水防信号の種類と意味は、以下のとおり。

信号の種類	水防信号の意味
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる信号
第2信号	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号
第3信号	美馬市区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号

2 水防信号の実施要領

信号種類	『警鐘』による水防信号 (繰り返し)	『サイレン』による水防信号 (繰り返し)		
		◆→	(休止)	◆→
第1信号	●(休止)●(休止)●(休止)	◆→	(休止)	◆→
		5秒	(15秒)	5秒
第2信号	●●●(休止)●●●(休止)	◆→	(休止)	◆→
		5秒	(6秒)	5秒
第3信号	●●●●(休止)●●●●(休止)	◆→	(休止)	◆→
		10秒	(5秒)	10秒
第4信号	乱打 (休止) 乱打 (休止)	◆→	(休止)	◆→
		1分	(5秒)	1分
備考1	地震により、堤防からの漏水や沈下等があった場合も、上記に準じて水防信号を発する。			
備考2	1 水防信号は、適宜の時間継続すること 2 必要がある場合は、「警鐘信号」と「サイレン信号」を併用して水防信号を発すること 3 水防に関する危険が去った時は、市の保有するあらゆる手段を活用して、市民にその旨を周知すること			

※ 『徳島県水防信号規則（県規則第2号）（昭和25年1月10日）』

第5章 水防活動

第1節 観測及び通報

1 雨量の観測通報

西部総合県民局長が以下の要領で観測している雨量観測データは、必要に応じて本市に通報されることとなっているが、市としても、気象状況により相当の降雨があると認めるときは、本市に関係のある観測所の雨量観測データの把握に主導的に努めるものとする。

雨量観測の時期	データ把握の条件
10分毎	時間降雨量が20ミリメートル以上るとき
	降り始めてからの雨量が70ミリメートルに達したとき
雨が止んだとき	その時刻と雨量

2 市に関係のある雨量観測所

観測所名	所有者・管理者	所在地	観測施設の明細	
			型式	データ取得者
穴吹	徳島地方気象台	穴吹町口山字初草	転倒ます型	気象台
古宮	国土交通省 徳島河川国道事務所	穴吹町古宮字平谷	転倒ます型 (テレメーター)	河川国道 事務所
木屋平		木屋平字大北		
中藪		美馬町字大宮西		
今杖		脇町字西俣名		
竜王山		美馬町字入倉		
川原柴	徳島県 県土整備部	脇町字川原柴	1mm転倒ます型	砂防防災課
黒北		脇町字東赤谷名		
切久保		美馬町字入倉		
池ノ浦		美馬町字池ノ浦		
三谷		穴吹町三島字三谷		
市ノ下		穴吹町穴吹字市ノ下		
猿飼		穴吹町口山字猿飼		
半平		穴吹町古宮字大平		
貢		木屋平字貢		
森遠		木屋平字森遠		
平成荘		木屋平字太合		
県美馬庁舎		脇町大字猪尻字建神社下南		

3 水位の観測通報

① 県の水位観測要領

国の行う水位観測で市に関係のある河川は吉野川であり、県（西部総合県民局）の行う水位観測で市に関係のある河川は、穴吹川と曾江谷川である。

県は、以下の要領で水位観測を行うこととしており、市は、気象状況により相当の降雨があると認めるときは、本市に関係のある水位観測所の水位観測データの把握に努めるものとする。

観 測 者	水 位 観 測 要 領
西部総合県民局長	① 水防団（消防団）待機水位に達したときから、減水後同水位に復するまでの10分毎の水位
	② 水防団（消防団）待機水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻
	③ 氾濫注意水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻
	④ 最高水位に達し減水に向かうときは、その水位と時刻

② 徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所（テレメーター）

河 川 名	観 測 所	所 属	照 会 先	水 位 (m)			
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫危 険水位
穴 吹 川	穴 吹	徳 島 県	西部総合県民局	1.9	2.9	—	—
	□ 山						
曾江谷川	棚 田			1.0	1.3	—	—

③ 上記以外の水位観測所（吉野川）

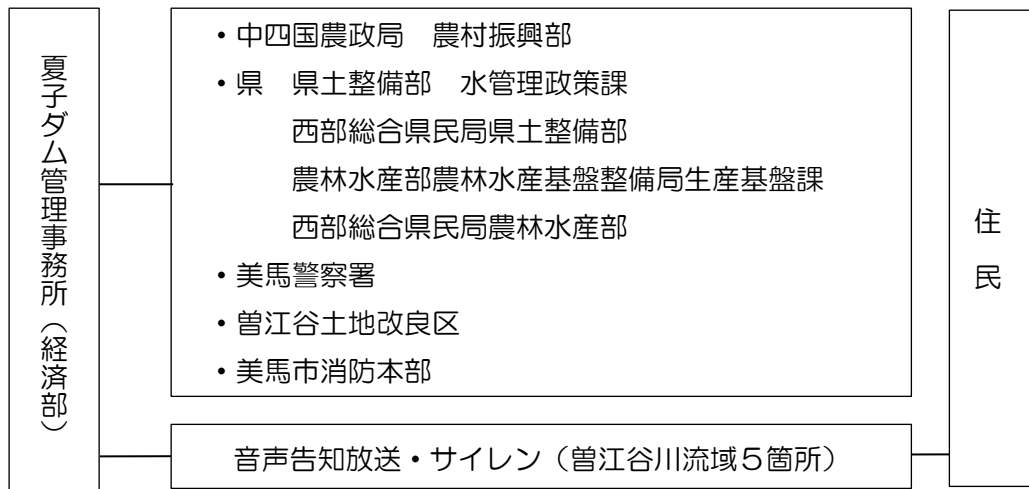
第4章第2節参照

4 ダム流量の通報

① 夏子ダム

流入量が毎秒 60 m³に達したときは、次のとおりサイレン等を活用し、住民に周知するものとする。

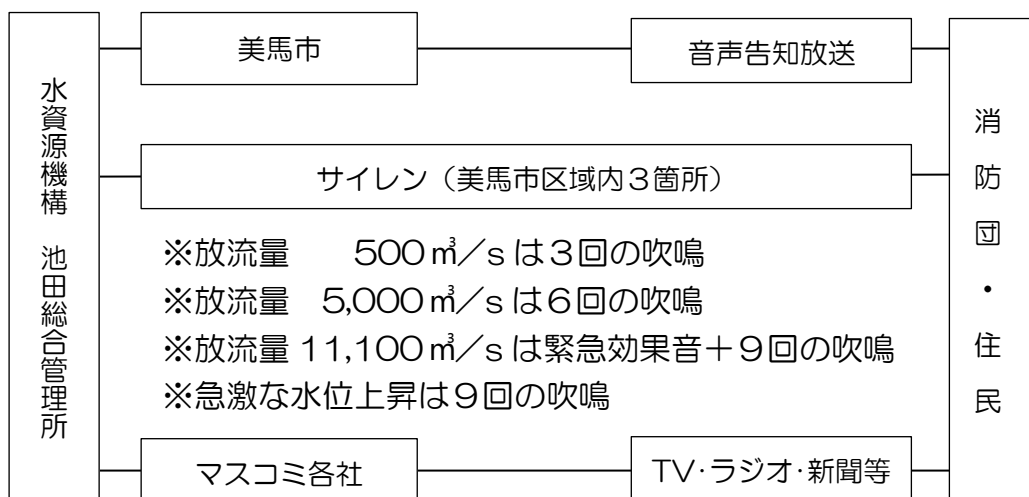
【警報通信系統図】



② 池田ダムの状況

池田ダムの状況は、必要な都度、独立行政法人水資源機構池田総合管理所に問い合わせるものとする。

【警報通信系統図】



第2節 樋門・閘門・排水機場の操作

1 管理者

国（徳島河川国道事務所）、県（河川整備課）及び市（危機管理課）の樋門・閘門及び排水機場の各管理者は、樋門等の操作が必要と判断される状況となった場合は、以下の順序・要領により樋門等の操作を行う。

- ① 樋門・閘門及び排水機場の操作責任者に対する「出動指示」
- ② 樋門・閘門及び排水機場の操作責任者に対する「操作指示」（樋門等の開閉作業、排水機運転等）

管 理 区 分	指 示 等 の 系 統			
国 管 理 樋 門 等	国	→指示→ ←報告←	美馬市 →指示→ ←報告←	操作責任者
県 管 理 樋 門	県	→→→→→→→→指示→→→→→→→→ ←←←←←←←←報告←←←←←←←←		操作責任者
市 管 理 樋 門			美馬市 →指示→ ←報告←	操作責任者

2 操作責任者

樋門・閘門及び排水機場の操作責任者は、前項の「出動指示」を受領した場合は、直ちに樋門等（管理棟）に出動するものとする。

出動後、操作責任者は30分毎に水位（内水位と外水位）等を監視し記録するものとする。

前項の「操作指示」を受けた場合は、直ちに必要な操作を行うとともに、国（徳島河川国道事務所）、県（西部総合県民局）又は市（災害対策本部等）に対してその旨を報告する。

操作責任者は、出動後、樋門・閘門又は排水機場あるいはその周辺に異常を認めたとときは、直ちに各管理者に報告しなければならない。

◆資料－3「樋門等操作記録簿」

3 点検整備

樋門・閘門及び排水機場の操作責任者は、以下の要領により樋門等の点検を実施し、出水時の操作等に支障がないよう、平素から努めなければならない。

点検の結果、不具合を発見した場合は、直ちに各管理者に報告し迅速な整備の実現に繋げるものとする。

期 区 分	点 検 整 備 の 頻 度（ 点 検 内 容 ）
出水期（5月～10月）	月2回（樋門等の開閉動作点検、排水機の動作点検）
上記以外の期間	月1回（樋門等の開閉動作点検、排水機の動作点検）

4 樋門・閘門・排水機場の箇所

★付表－2「美馬市管内の樋門・閘門一覧表」

★付表－3「西部総合県民局（美馬）管内の排水機場一覧表」

5 排水ポンプ車の要請連絡系統及び保管場所

管理区分	指示等の系統				
国管理	消防団	→被害報告→	美馬市	→出動要請→	出張所 → 出動
		→出動要請→			
市管理	消防団	→被害報告→	美馬市	→出動指示→	事業者 → 出動
		→出動要請→			

★付表－4「美馬市区域内の排水ポンプ車保管場所一覧表」

第3節 監視及び警戒

1 常時監視

市長は、樋門等の操作責任者に、平素における樋門等の点検に合わせて河川及び堤防等について異常の有無を確認（常時監視）するよう依頼するものとする。

常時監視によって異常を発見した場合は、樋門等の操作責任者は、直ちに県又は市に報告するものとする。

2 非常警戒

市長は、災害対策本部等が設置されたときは、消防団及び樋門等の操作責任者を適宜に運用し、以下の点に特に注意して美馬市区域内の監視及び警戒を厳にするものとする。

- ① 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ② 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
- ⑤ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第4節 水防団（消防団）の出動体制

1 指令の区分及び基準

市長は、次に示す基準により消防団に対し「待機」、「準備」、「出動」又は「解除」の指令を出し、消防団の水防活動を適切に行わせるものとする。

区 分	体 制	指 令 の 基 準
待 機	消防団の足留を行う体制	① 吉野川にあつては水防警報「待機」の発表を受けたとき ② 吉野川以外の河川で、水位が「水防団（消防団）待機水位」に達し、なお上昇のおそれのあるとき ③ その他水防管理上必要と認められるとき
準 備	水防資材の整備点検、樋門等の開閉準備及び消防団の幹部等の出動を行い得る体制	① 吉野川にあつては水防警報「準備」の発表を受けたとき ② 吉野川以外の河川で水位が「氾濫注意水位」に達するおそれがあるとき ③ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき ④ その他水防上必要と認められるとき
出 動	消防団が出動する体制	① 吉野川にあつては水防警報「出動」の発表を受けたとき ② 吉野川以外の河川で、水位が「氾濫注意水位」に達し、なお上昇のおそれがあるとき ③ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険が迫ってきたとき ④ その他水防上必要と認められるとき
解 散	水防活動を終了する体制	① 吉野川にあつては水防警報「解除」の発表を受けたとき ② 吉野川以外の河川で、水位が「氾濫注意水位」以下になり、かつ危険がなくなったとき ③ 堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険がなくなったとき ④ 応急復旧等が終了し、水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき

2 出動解除後の報告等

市長は、消防団に解除を指令した場合は、その旨を住民に周知するとともに、県に対し、人員、資器材及び作業箇所点検結果等を合わせ、直ちに報告するものとする。

第5節 水防作業

1 水防工法

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、消防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から消防団員等水防作業を実際に行う全ての関係者に水防工法等を習熟させ、災害時において最も適切な作業が即時に実施できるよう努めるものとする。

水防作業を必要とする異常状態別に、それに適合する工法の概要及び水防作業上の心得については、資料－4「水防工法の概要」を参照のこと。

◆資料－4「水防工法の概要」

2 水防作業上の心得

水防作業に従事する者は、次の点に留意すること。

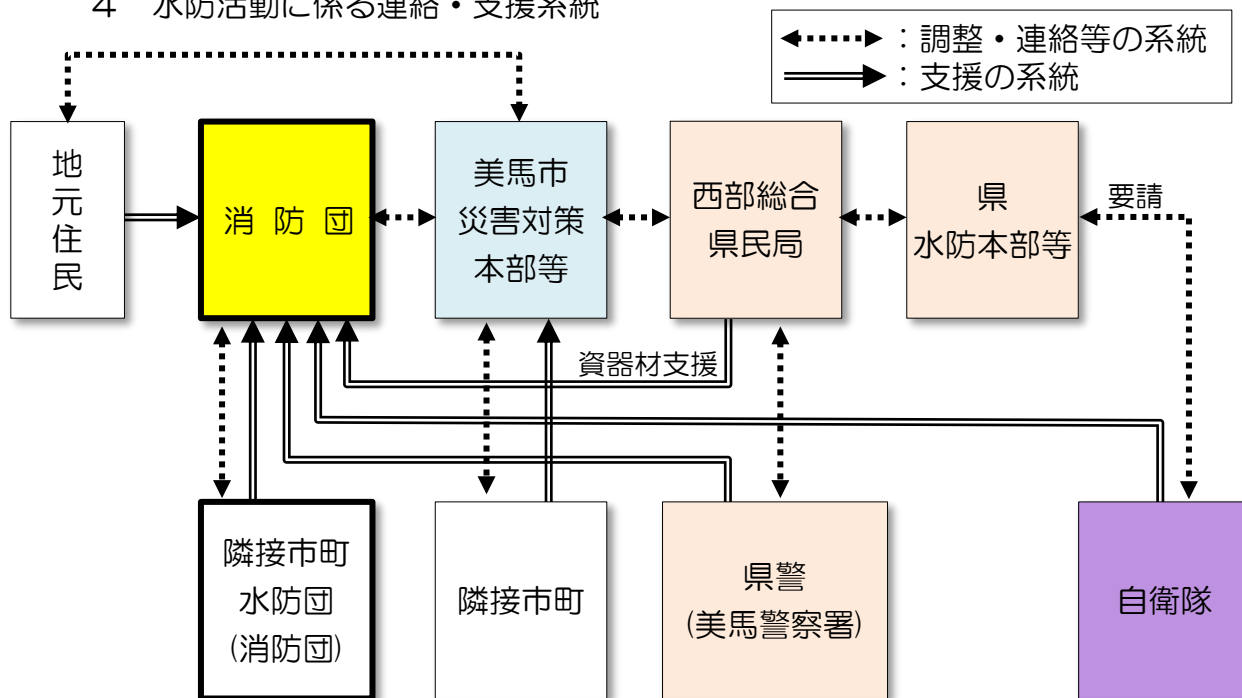
- ① 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は、避難を優先しなければならない。
- ② 命令なく部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ③ 水防作業中は私語を慎み、終始、敢闘精神をもって護り抜くこと。
- ④ 夜間などは特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- ⑤ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
- ⑥ 洪水時に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体、水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減少したときが最も危険）ため、洪水が最盛期を過ぎても、完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

3 水防資器材の補充

水防倉庫の水防用資器材は、備蓄の資器材を使用してなお不足したとき、または不足が予想される場合は、市内の購入先に手配して、所要量を確保するものとし、緊急時は、西部総合県民局備蓄資器材の応援を求めるものとする。

★付表－5「美馬市区域内の資器材購入先及び能力」

4 水防活動に係る連絡・支援系統



5 警戒区域の設定

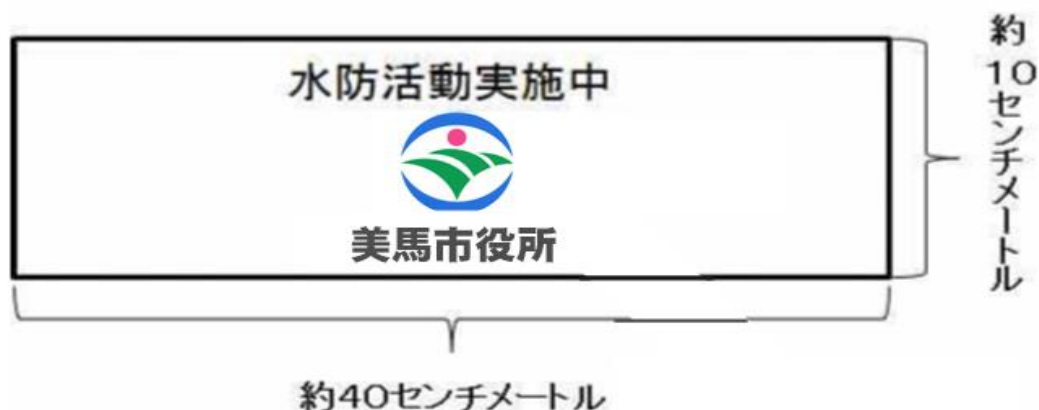
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者（これらの者が不在のとき、又はこれらの者から要求があったときは警察官）は、水防の万全を期するため、緊急に必要な場所について「警戒区域」を設定し、水防関係者以外の者の立入を禁止し若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる（法第21条）。

6 水防用の標識等

① 知事が定める「水防のため出動する車両」の標識（法第18条）



- ② 「市職員」及び「水防管理者から委任を受けた者」が水防のため現場に赴く際に左腕に着用する腕章



- ③ 水防活動のため「水防管理者から委任を受けた者（建設業者等の民間事業者）」が水防活動を行う際に重機等に掲示する横断幕（国土交通省水管理・国土保全局の事務連絡『民間業者の水防活動への参画の推進について』）



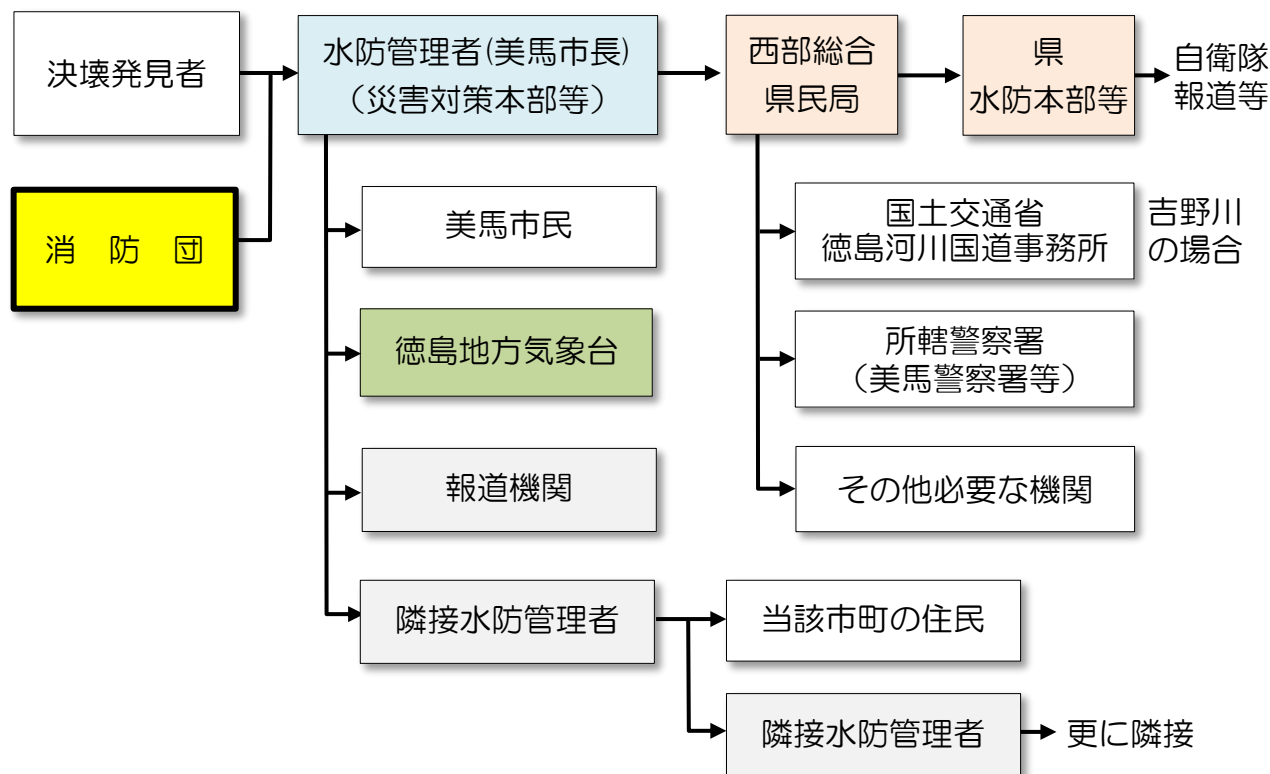
第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置並びに避難

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者又は消防機関の長は、直ちにその旨を関係者（西部総合県民局長及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者等）に通報しなければならない。

決壊等の通報を受けた隣接水防管理者は、更に次の氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に、その旨を通報することとなる。

2 決壊・漏水等の通報系統



3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者及び消防機関の長は、できる限りは氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

4 避難のための立ち退き

避難指示、高齢者等避難等の発令にあたっては、以下によるほか、美馬市地域防災計画の定めるところによる。

洪水又は雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる（法第29条）。

市長は、立ち退きを指示した場合は、美馬警察署長に、その旨を通知するものとする（法第29条後段）。

市長は、立ち退きを指示した場合は、その旨を県の河川整備課に速やかに報告するものとする。

5 浸水想定区域内にある施設の名称及び所在地

市は、主として要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者）が利用する施設であって、浸水想定区域内にある施設について、洪水時における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、当該施設の名称及び所在地を市地域防災計画に定めておくものとする。

市は、浸水想定区域内にある当該施設の管理者及び職員等に対し、その旨を周知するとともに、避難が必要な状況が生じるおそれがある場合は、早めの避難を果敢に決断し避難するよう施設管理者や職員の意識を高め、また当該施設での防災訓練が定期的に行われるよう啓発等に努めなければならない。

空 白

第6章 協力及び応援

第1節 応援及び相互協定

1 警察官の応援要請

市長は、水防のため必要があると認めるときは、美馬警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

市長は、あらかじめ美馬警察署長と次の事項について協議しておくものとする。

- ① 通信手段に制約等が生じた場合の警察電話・警察無線の使用要領
- ② 法第22条に基づく出動の求めの具体的要領
- ③ 法第29条に規定する立ち退き指示時の警察署長への通知の具体的要領
- ④ 一般被害、土木被害の情報交換
- ⑤ その他水防について必要な事項

2 水防管理団体等相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、市長は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる（法第23条第1項前段）。

応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならないとされている（法第23条第1項前段）。

他の水防管理者等から応援を求められたときは、市の責任区域内の水防に支障のない範囲で、水防作業員あるいは必要な資材および器具類をもって応援するものとする。

3 災害時相互応援協定

現時点において、市は、洲本市やひだか町などと計6つの災害時相互応援協定を締結している。

市は、引き続き、隣接する水防管理団体等と、協力や応援等水防事務に関する相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣の要請の求め

市長は、水防のため大規模な応援を必要とする緊急の事態が生じたときは、知事（西部総合県民局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる（災害対策基本法第68条の2第1項）。

市長は、通信の途絶等何らかの理由により、「要請の求め（要求）」ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を、防衛大臣又はその指定する者（美馬市を災害派遣担当隊区とする第14旅団（司令部第3部防衛班））に通知することができる（災害対策基本法第68条の2第2項）。

5 市の河川管理者に対する協力

市は、他の河川管理者（国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長、知事、準用河川を所管する他の市町村長）に対し、自らの業務等に照らして可能な範囲で、以下の協力を行うものとする。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体の行う水防訓練等における水防指導者等への技術的支援
- ④ 水防管理団体の水防資器材が不足するような緊急の事態に際して、水防資器材の貸与及び河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

第2節 水防に関する協議会

1 国土交通省が主催する協議会

国土交通省徳島河川国道事務所が開催する「吉野川上流大規模氾濫に関する減災対策協議会」においては、防災教育や水位情報の強化及び水防体制の充実などの主としてソフト面を強化・充実し、洪水等からの防災・減災を図るものである。

市としても、本協議会に積極的に関与し、美馬市区域内における水防体制の充実・発展等を図っていかなければならない。

2 県（西部総合県民局）が主催する協議会

西部総合県民局が開催する「水防連絡会議」においては、水防体制の強化充実を図り、水防実施が円滑に行われることを目的として、必要に応じ招集される。連絡会における協議事項は、次のとおり。

〈連絡会議における協議事項〉

- ① 気象状況の予報連絡事項
- ② 水位、雨量の通報事項
- ③ 水防器具資材の調達事項
- ④ 相互協力応援事項
- ⑤ 水防訓練事項
- ⑥ 水防啓蒙宣伝事項
- ⑦ その他水防に必要な事項

第7章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び資器材

1 水防倉庫

市は、洪水被害から市民を守るため、水防倉庫を、出水時の水防活動拠点として使用するとともに、平常時には、水防活動の訓練場等として活用するものとする。

水防倉庫は、消防団（分団）詰所にその機能を設置することを基本とし、市（消防本部）は、当該場所に必要な水防資器材を備蓄しておくものとする。

また、市役所庁舎（穴吹庁舎、美馬庁舎、ミライズ及び木屋平複合施設の市内4箇所）にも水防資器材を備蓄しておくものとする。

2 水防資器材

市は、水防倉庫を設置し、必要な資器材を備え付けるよう努めるものとする。

★付表－6「備蓄資器材一覧表」

県は、水防管理団体の備蓄資器材が不足するような緊急の場合に備え、応急支援のための資器材を備蓄している。

市は、水防に際し市の備蓄資器材が不足するような場合は、西部総合県民局長に要請し、支援を受けるものとする。

★付表－7「県備蓄資器材一覧表（西部総合県民局備蓄分）」

第2節 非常輸送

1 県の行う輸送路の確保

県は、県水防本部（道路班）が主務となり、警察の協力を得て、西部総合県民局及び市等からの情報に基づき、県水防本部と西部総合県民局等の間の通行路線を定め、水防時において輸送路の確保に努めることとしている。

また、西部総合県民局は、市等からの情報に基づき西部総合県民局等と市等の間の通行路線を定め、水防時における輸送路の確保に努めることとしている。

2 市の行う輸送路の確保

前項に基づき、西部総合県民局と市庁舎（穴吹・美馬・脇町・木屋平の各庁舎）の間の水防時における輸送路の確保に努めるものとする。

また、市は、市庁舎から水防倉庫の間、更に水防倉庫から美馬市区域内の重要水防区域等への進出路の状態把握に努め、水防活動予定場所への進出路を確保するよう努めるものとする。

3 優先通行

知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない（法第18条）。

知事の定める水防用の標識等は、第5章第5節第7項「水防用の標識等」を参照のこと。

4 緊急通行

消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる（法第19条）。

第8章 通信連絡体制

第1節 徳島県総合情報通信ネットワークシステム

総合情報通信ネットワークシステムは、県庁と西部総合県民局等並びに市や防災関係機関を総合的に結んだ無線回線である。

災害時においては、一斉通信指令、緊急回線統制等の機能によって、災害情報の収集・伝達体制の確保及び迅速な応急処理ができる。

第2節 非常通話回線の確保

1 水防通信の確保のための協力義務

何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならないこととなっている（法第27条第1項）。

2 通話回線の優先利用

水防管理者、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者（以下、この項において「水防管理者等」という。）は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用することができることとなっている（法第27条第2項前段）。

また、水防管理者等は、警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設も使用することができることとなっている（法第27条第2項後段）。

3 通話回線の優先利用のための協定の締結

市は、平素において、通話回線の優先利用を確保するため、洪水に際して水防上緊急を要する通話は、あらかじめ電話する相互局を検討し所轄のNTT等の支店と、利用上の細部について協定を締結するよう努めるものとする。

第3節 特別取扱いの電報と積極活用

1 非常電報・緊急電報

非常電報とは、NTTによれば「天災事変等の非常事態時に、災害の予防等のために必要な事項を内容とする電報で、他の全ての電報に先立って伝送・配達されるもの」をいう。

緊急電報とは、同じく「公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報で、他電報（非常電報は除く。）に先立って伝送・配達されるもの」をいう。

2 非常電報等の活用

市は、非常時における通信手段の複合化のため、申込の際、「非常電報」又は「緊急電報」の旨を申し出て、水防上緊急を要する事項等の伝達に、当該電

報手段を積極的に活用するものとする。

市が非常電報等を活用する場合は、資料－5（NTTを例）を参照のこと。

◆資料－5「非常電報及び緊急電報の活用想定場面」

第4節 その他の通信

市は、水防倉庫や樋門等の近傍にある一般加入電話契約者と、水防時に当該電話を使用できるよう、平素から協定を締結するよう努めるものとする。

第5節 報道機関の活用

市は、災害に関する状況、災害対策本部等において決定した事項や応急対策措置等を市民に積極的に情報発信するため、報道機関（放送局、新聞社）の協力を得られるよう努めるものとする。

第9章 費用負担と公用負担

第1節 水防費用の負担

1 原則

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担することとなっている（法第41条）。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする（法第23条第3項、第4項）。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって他の市町村が著しく利益を受けるときは、第41条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担することとなる（法第42条第1項）。

これにより負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めることとなる（法第42条第2項）。

第2節 公用負担

1 物的公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防機関の長あるいは水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、次の権限を行使することができる（法第28条）。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用（委任を受けた者は収用は行使不可）
- ③ 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- ④ 工作物、その他の障害物の処分（④は委任を受けた者は行使不可）

洪水等により危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、上記と同様の権限を行使することができる（河川法第22条（洪水時等における緊急措置））。

2 人的公用負担（居住者等の水防義務）

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむをえない必要があるときは、美馬市（水防管理団体）の区域内に居住する者又は現場にある者を水防に従事させることができる（法第24条）。

河川管理者は、緊急の必要がある場合は、その付近に居住する者又はその現場にある者を、工作物、その他の障害物の処分等物的公用負担に関する業務に従事させることができる（河川法第22条）。

3 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、河川管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から権限の委任を受けた者（法第28条第2項）にあつては、次の証明書を携行し、必要のある場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書	
〇〇消防団〇〇長 〇〇 〇〇	
上記の者に	区域における水防法第28条第1項 の権限行使を委任したことを証明します。
年 月 日	
	美馬市長 〇〇 〇〇（公印）

4 公用負担証

公用負担の権限を行使したときは、以下の公用負担証を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証	
目的物 種類	
負担内容	使用、収用、処分等
年 月 日	
	美馬市長 〇〇 〇〇（印） 事務取扱者 職氏名（印）
〇〇 〇〇 殿	

第3節 損失補償

1 公用負担による損失

水防管理団体は、公用負担権限を行使したことにより損失を生じた場合は、損失を受けた者に時価によりその損失を補償しなければならない（法第28条第3項、河川法第22条第3項～第5項）。

2 緊急通行による損失

緊急通行（第7章第2節第4項「緊急通行」）により損失が生じた場合は、水防管理団体は、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない（法第19条第2項）。

第4節 災害補償

1 消防団員等の公務死亡等

消防団長又は消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない（法第6条の2第1項）。

2 水防活動に従事した居住者等

法第24条（居住者等の水防義務）の規定により、水防に従事した居住者又は水防現場にある者が、水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない（法第45条）。

空 白

第10章 水防報告等

第1節 水防報告

1 水防活動実績表

水防管理者は、水防を「解除」したときは、遅滞なく水防活動実績を次の様式により3部作成し、県（西部総合県民局長）に提出しなければならない。

水防活動実績表

管理団体 及び府県名	指定 非指定別	水防活動延人数			水防活動費			使用（消費）資器材			合計 (A+B)	水防活動 を行った 主な河川 等名	水防活動 を行った 期間	備考
		消防団	その他	計	出動 手当	その他	小計 (A)	主要 資材	その他 資器材	小計 (B)				
	人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円			

- 注) ① 水防活動費、その他については、内容を備考に記入すること。
 ② 使用(消費)資器材費については、「水防活動使用(消費)資器材内訳」による区分により転記すること。
 ③ 水防活動を行った期間については、「〇月〇日から〇月〇日まで」と記入すること。

2 水防活動による使用（消費）資器材内訳

管理団体 及び府県名	主要資材内訳					その他の資器材					合計 A+B	備考		
	空 俵		な わ		〇〇	小計 (A)	発煙筒		カーバイト				〇〇	小計 (B)
	数量	金額	数量	金額			数量	金額	数量	金額				
					以下注① に該当す る資材が あれば記 入のこと						以下注② に該当す る資材が あれば記 入のこと			

- 注) ① 主要資材の内訳欄には、次に掲げる資材のうち該当するものを記入すること。
 空袋、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、釘、板類、鉄線、かすがい、蛇籠及び置石
 ② その他資器材の欄には、上記①以外のものを記入すること。
 ③ 主要資器材並びにその他資器材のうち、再用または転用できるもの又は災害復旧事業費の対象となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。

第2節 水防記録

水防管理者は、水防作業員が出動したときは、前節の「水防活動実績表」等を作成するとともに、次の事項について「水防記録」を作成し、保管するものとする。

No.	記 録 す る 事 項
①	天候の状況及び警戒中の水位観測表
②	水防活動を実施した河川名及びその箇所
③	警戒出動及び解散命令の時刻
④	消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻並びに人員
⑤	水防作業の状況
⑥	堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
⑦	使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
⑧	法第28条に基づく公用負担下命の資器材等の種類、数量及び使用場所
⑨	法第23条に基づく応援の状況
⑩	法第24条に基づく居住者等の出動の状況
⑪	法第22条に基づく警察機関の援助の状況
⑫	現場指導の官公署氏名
⑬	法第29条に基づく立退きの状況及びそれを指示した理由
⑭	水防関係者の死傷
⑮	殊勲者及びその功績
⑯	殊勲消防団とその功績
⑰	今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第11章 水防訓練

第1節 水防訓練の実施

市（指定水防管理団体）は、最も効果のある時期を選び、水防訓練を行うものとする（法第32条の2）。

第2節 水防訓練実施要領

実施すべき水防訓練の種別と訓練のねらいは、以下のとおり。

訓 練 種 別	訓 練 の ね ら い
動 員 配 備 訓 練	消防団員の緊急呼集を実施し、呼集連絡網の確認を行うとともに、呼集完了までの時間的尺度を確認する。
水 防 工 法 訓 練	土嚢作成や土嚢積み、またロープ結索法等各種の水防工法を訓練し、洪水時の堤防崩落防止等の識能を向上させる。
避 難 訓 練	浸水予定地域の住民に、ワークショップにより居住地域のハザード状況（浸水予定地域、安全な避難方向等）を確認させるとともに、浸水害に対応している避難所への避難訓練（避難所・避難経路の確認、避難に要する時間の把握）を実施し、防災意識を高揚する。
災 害 対 策 本 部 運 営 訓 練	浸水害を想定して災害対策本部を設置し、情報収集・処理、方針・応急対策措置等の案出や関係機関との連絡調整等一連の指揮機関訓練を実施し、市の災害即応能力の向上を図る。
排 水 ポ ン プ 車 運 用 訓 練	令和2年度に購入した排水ポンプ車の出勤及び操法訓練を実施し、排水ポンプ車の運用能力を向上させる。
樋 門 現 況 把 握	樋門現況、特に排水ポンプ車の駐車場所及び排水ポンプの投入箇所及び具体的投入要領を現地で確認しあらかじめ決定しておくことにより、排水ポンプ車の確実な運用のための基盤を構築する。
樋 門 操 作 訓 練	市内の各樋門操作責任者及び市職員により樋門の操作訓練を実施し、樋門操作能力を向上させるとともに、樋門の機能点検を実施する。 年間を通じて樋門操作責任者が実施している樋門点検操作（月1回・出水期は月2回）は、毎回、訓練として実践的に実施する必要がある。

ドローン操縦訓練	水防危険箇所等をドローンで上空から情報収集し、ドローンによる情報収集能力の向上を図る。 また、平素において重要水防箇所を上空から巡視し、河岸欠損の有無や堤体法崩れの有無等を確認し、合わせてドローン操縦技術の向上を図る。
医療救護訓練	浸水害による人的被害が発生したことを想定し、医療救護や被災者搬送及び応急手当、トリアージ等を実施して、市及び医療機関の医療救護能力の向上を図る。
リエゾン派遣訓練	徳島河川国道事務所（TEC-FORCE）とリエゾン派遣要領を相互に確認し、認識の共有を図る。
相互赴援訓練	災害時相互応援協定を締結している市町村と、相互赴援し、赴援要領（赴援のための集合点・進出経路、援助内容等）を平素において相互に認識の共有を図る。
情報伝達訓練	吉野川の洪水予報や池田ダム等の洪水対応時の連絡システムを確認する。

第3節 水防訓練実施上の留意事項

1 実際の・実践的訓練の実施

水防訓練を行うにあたっては、第2節に記載する訓練種別を複数組み合わせ、また訓練想定を実際的な内容にするなどし、効果的かつ実際の・実践的な訓練となるよう留意する。

2 訓練参加者の創意

水防訓練を企画する際には、市単独での訓練に加え、国及び県との合同での訓練や、関係部外機関並びに樋門操作責任者や市民の参加も考慮した訓練を実施するよう留意する。

3 成果・教訓の蓄積と反映

訓練の実施によって得られた成果・教訓を整理し、次の訓練に確実に反映して、水防訓練内容の充実を図るよう留意する。

付 表

美馬市区域内の重要水防区域一覧表

付図番号	河川名	左岸・右岸	区分	担当水防管理団体の名称	重要水防区域 ()は重複距離					対策		
					場所	延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)		種別	水防対策工法
1	吉野川	左	国	美馬市	拝原	267		267		堤体漏水	五徳縫い工 土のう羽口止	
2					拝原 猪尻	2,824		2,824 (720)		堤体漏水 越水	五徳縫い工 土のう羽口止 積み土のう工	
3					猪尻	1,785		1,785 (1,785)		堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口止	
					1箇所		脇町 潜水橋	(1,312)		工作物(橋梁) 越水	積土のう工	
4					木ノ内	1,325	1,325			溢水	—	
5					東原	252	252			溢水	—	
					1箇所		美馬橋			工作物(橋梁)	—	
6		沼田 宗ノ分			1,631	1,159	472	(252)	溢水 越水 新堤防	— — —		
7		西村中島			935		850		流下能力不足 旧川跡	積み土囊工 現状監視		
		1箇所				青石橋	85		工作物(橋梁)	—		
8		穴吹 字九反地			405		405		堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口止		
9	舞中島	717 1箇所		717		越水 工作物(橋梁)	積み土囊工 —					
10		141			141	旧川跡	現状監視					
11	右	小島	1,527 1箇所		1,527	基盤漏水 工作物(橋梁)	月の輪工 —					
16	井口谷川	右	県		別所浜	150		150		洗掘	木流し工	
17	大谷川				西大谷	100	100			洗掘	木流し工 積土のう工	
18	東俣川				古屋敷	100	100			水衝	木流し工	
19	菅谷川				左	宮井	100	100			洗掘	木流し工 積土のう工
20	吉田谷川				左右	小長谷	500		500 (500)		堤防高 洗掘	積土のう工木 木流し工
21	嫁坂谷川	沼田	543	543 (543)				堤防高 洗掘	積土のう工木 木流し工			
22	高瀬谷川	西村	1,400			1,400 (1,400)		堤防高	積土のう工			
23	一の谷川	左			小島	150		150		堤防断面	月の輪工	
24		右			小島	150		150		堤防断面	月の輪工	

付図 番号	関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備考
	地 区 名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団・人数(人) ()は重複人数	避 難 場 所 (指定避難所)	収容能力 (人)	
1	拝原東	345	736	脇町方面隊第1分団 43	江原南小学校 江原中学校	306 155	
2	拝中・拝西・山路 猪尻(天王下・池 端南部・西ノ丁)	842	1,804	脇町方面隊第1分団(43) 脇町方面隊第5分団 24	江原南小学校 江原中学校 脇町小学校	306 155 176	
3	脇町(落久保・ 突抜・本町・ 島口西・島口東)	244	524	脇町方面隊第5分団 (24)	脇町小学校 脇町中学校	176 228	
4	木ノ内	183	417	脇町方面隊第10分団 39	岩倉中学校 小星ベース	134 69	
5	東 原	163	387	第4分団 15	美馬中学校等	445	
6	沼 田 宗ノ分	246	555		重清東地域活動センター	222	
7	西 村 中 鳥	113	248	第5分団 23	重清西地域活動センター	225	
8	九反地	57	132	穴吹方面隊第2分団 47	穴吹小学校 穴吹中学校	91 139	
9	東舞東	63	162	穴吹方面隊第1分団 35	三島小学校 三島中学校	126 85	
10	大原・大原南	132	296		三島小学校 三島中学校	126 85	
11	東分・石神 中村・西分	222	440		三島小学校 三島中学校	126 85	
16	別所浜西	82	179	脇町方面隊第9分団 27	岩倉小学校 岩倉中学校	117 134	
17	西大谷口・奥	40	71	脇町方面隊第7分団 30	大谷せせらぎの里	72	
18	古屋敷	27	77	脇町方面隊第4分団 27	東俣ふれあいの里	67	
19	宮 井	33	73	脇町方面隊第3分団 49	江原北小学校	81	
20	東京重南 東京重中島	79	129	第1分団 20	郡里地域活動センター 寺町防災交流センター	140 48	
21	西荒川 沼 田	182	470	第4分団 (15)	重清東地域活動センター	222	
22	西 村 宮 北	155	336	第5分団 (23)	重清西地域活動センター	225	
23	東 分	48	120	穴吹方面隊第1分団 (35)	三島小学校 三島中学校	126	
24						85	

《美馬市水防計画 付表》

付図 番号	河川名	左岸・右岸	区分	担当水 防管理 団体の 名称	重 要 水 防 区 域 () は重複距離					対 策			
					場 所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水防対策工法		
25	三 谷 川	左	県	美馬市	三 谷	300		300		洪水痕跡 工作物	積土のう工		
26		右				300		300		洪水痕跡 工作物	積土のう工		
27	穴 吹 川	左			土 場	500		500		堤防高	積土のう工		
28					初 草	300		300		水 衝 洗 掘	積土のう工		
29					宮 内	500		500		水 衝 洗 掘	築き廻し工		
30					右	知 野	200		200		洪水痕跡	積土のう工	
31					内田谷川	左	古 宮	1,000	100	900		水 衝 洗 掘	木流し工
32						右		1,000	100	900		水 衝 洗 掘	木流し工
33	穴 吹 川	左右			川 上	1,000	1,000			水 衝 洗 掘	木流し工		
34					谷 口	800	800 (800)			堤防高 洗 掘	積土のう工 捨土のう工		
35					檜原谷	400		400		洗 掘	捨土のう工		
45	日野谷川				山 路	100	40	60		洗 掘	木流し工		
46	梶山谷川	左			口 山	1,000	200	800		漏 水	木流し工		
47		右				1,000	200	800		漏 水	木流し工		
48	太合谷川	左	太 合	1,000	1,000			漏 水	木流し工				
49	内川地谷川		下 名	200	200			洗 掘	捨土のう工				
50	川井谷川		川 井	1,000	1,000			洗 掘	捨土のう工				
52	山彦谷川	左右	曾 江	40		40		堤防断面	捨土のう工				
53	塩水谷川		普	藤 川	100	100			堤防断面	捨土のう工			
54	広棚谷川		左	谷 口	100	100			洗 掘	木流し工 積土のう工			

付図 番号	関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備考
	地区名	戸 数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団及び人数(人) ()は重複人数	避 難 場 所 (指定避難所)	収容能力 (人)	
25	谷 西 谷 東	58	133	穴吹方面隊第1分団 (35)	三島小学校	126	
26					三島中学校	85	
27	土 場 井手端	60	151	穴吹方面隊第2分団 (47)	穴吹小学校 穴吹中学校	91 139	
28	初 草	40	77	穴吹方面隊第3分団 34	初草ふれあい館	106	
29	調子野	31	86	穴吹方面隊第4分団 49	宮内交流の里	106	
30	知 野	35	88				
31	小 谷 長 尾	10	12	穴吹方面隊第5分団 33	古宮生活改善センター	32	
32							
33	谷口カケ	6	10	木屋平方面隊第1分団 33 木屋平方面隊特設分団 19	谷口公民館	71	
34	谷口中 谷口東	16	23				
35	榎原谷	5	7	木屋平方面隊第2分団 21 木屋平方面隊特設分団 (19)	三ツ木集会所	41	
45	山 路	131	288	脇町方面隊第5分団 (24)	脇町小学校 脇町中学校	176 228	
46	梶 山	17	37	穴吹方面隊第4分団 (49)	宮内交流の里	106	
47							
48	寺内・滝の 宮・谷口中	22	31	木屋平方面隊第1分団(33) 木屋平方面隊特設分団(19)	谷口公民館	71	
49	内川地 堂久保	9	22		木屋平複合施設等	102	
50	川井奥	16	27	木屋平方面隊第2分団(21) 木屋平方面隊特設分団(19)	木屋平複合施設等	102	
52	貞 安	56	128	脇町方面隊第2分団 42	江原南小学校 江原中学校	306 155	
53	藤 川	10	19	脇町方面隊第3分団 (49)	江原北小学校	81	
54							

美馬市区域内の樋門・閘門一覧表

河川名	樋門・閘門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦×横(m)	連数
吉野川	城の谷 樋門	美馬市	脇町	脇町	3.18×3.10	2
	新町谷 //			新町	3.60×5.45	2
	ふくろ谷 //			助松	2.59×2.16	1
	清谷 //			//	3.60×7.69	1
	大楠 //			岩倉	2.00×2.15	1
	別所 //			別所	2.10×2.10	1
	脇町第3 //			猪尻	2.05×2.02	1
	脇町第4 //			//	1.15×1.00	1
	土井谷 //			拝原	6.00×2.80	2
	喜来 //			美馬町	大宮西	3.09×3.12
	郡里 //		寺ノ下		2.60×3.13	1
	黒谷川 //		谷口		2.50×4.95	2
	露の谷 //		長畑		3.60×4.25	1
	中鳥川 //		穴吹町	中鳥	3.00×5.00	3
	明連川 //			明連	4.10×5.72	4
	神田谷 //			小島	2.55×4.10	1
	佐古谷 //			//	1.56×1.62	1
	穴吹第一 //			岩手	2.07×1.64	1

機能		管理者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何式		
鋼製	電動ラック	国土交通省 (美馬市に管理委託)	美馬市 企画総務部 危機管理課 0883-52-1677
//	電動ラック		
ステンレス	バランスウエイト式 フラップゲート		
鋼製	電動ラック		
ステンレス	バランスウエイト式 フラップゲート		
//	バランスウエイト式 フラップゲート		
//	バランスウエイト式 フラップゲート		
//	フラップゲート		
鋼製	電動ワイヤーロープ		
ステンレス	バランスウエイト式 フラップゲート		
鋼製	電動ラック		
//	電動ラック		
//	油圧シリンダ式		
//	油圧シリンダ式		
//	電動ラック		
//	電動ラック		
ステンレス	フラップゲート		
//	バランスウエイト式 フラップゲート		

《美馬市水防計画 付表》

河川名	樋門・閘門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦×横(m)	連数
吉野川	穴吹第二 樋門	美馬市	穴吹町	市ノ須賀	2.07×1.64	1
	堀の谷 //			小島	2.05×3.12	1
	一の谷 //			//	3.06×2.87	2
	不定谷 //			//	3.06×3.10	1
	西分 //			//	2.57×2.12	1
	穴吹第三 //			穴吹	2.07×2.40	1
	宮原 //			小島	1.10×1.10	1
	由佐 //			//	1.56×1.60	1
	穴吹閘門			岩手	3.00×3.20	1
穴吹川	井口谷 樋門	美馬市	穴吹町	井口	1.50×1.25	1
	風呂ノ谷 //			松の本	2.10×2.00	1
	小屋谷 //			井口	2.50×2.80	1
吉野川	吉田谷 //	美馬郡	つるぎ町	小山北	4.00×5.00	2

機能		管理者	樋門操作責任者 (TEL)
何製扉	何式		
ステンレス	バランスウェイト式 フラップゲート	国土交通省 (美馬市に管理委託)	美馬市 企画総務部 危機管理課 0883-52-1677
鋼製	電動ラック		
//	電動ラック		
//	電動ラック		
//	電動ラック		
//	電動ラック		
//	手動ラック	美馬市	
//	手動ラック		
//	電動ラック	国土交通省 (美馬市に管理委託)	
//	手動ラック	徳島県 (河川整備課)	
//	電動油圧式		
//	電動連動ラック式		
//	電動ワイヤーロープ	国土交通省 (美馬市に管理委託)	美馬市 企画総務部 危機管理課 0883-52-1677

西部総合県民局（美馬）管内の排水機場一覧表
【所在地等】

河川名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位(m)
		郡・市	町・村	字	
城の谷川	城の谷 排水機場	美馬市	脇町	大字脇町	AP+38.500
吉田谷川	小山北 排水機場	美馬郡	つるぎ町	字小山北	AP47.00
貞光川	江ノ脇 排水機場			字江ノ脇	AP48.78

【機能・能力】

排水機場名	機能			管理者 (委託先)	代表連絡先
	口径 (mm)	出力	台数		
城の谷 排水機場	800	316 <small>口径</small> 2.0m ³ /秒	2	国土交通省 (美馬市)	0883-52-1677
小山北 排水機場	700	110 <small>口径</small> 1.0m ³ /秒	2	つるぎ町	0883-62-3111
江ノ脇 排水機場	300	22 <small>口径</small> 10.0m ³ /分	2		

美馬市区内の排水ポンプ車保管場所一覧表
【所在地等】

管理者	保管場所	所在地		処理能力 (m ³ /min)
		町	字	
国土交通省	西村中島ポンプ車庫	美馬市美馬町	中島	60(30)
	舞中島ポンプ車庫	美馬市穴吹町	舞中島	60(30)
美馬市	美馬市総合防災倉庫	美馬市脇町	小星	30(15)

【機能・能力】

形式	機能		全揚程 (m)	ホース長 (m)	管理事務所
	口径 (mm)	ポンプ台数			
軽量水中モーターポンプ	200	5.0 m ³ /min×12台 (×2)	10(並列)	50	徳島河川国道事務所 市危機管理課
		5.0 m ³ /min×6台	20(直列)		

美馬市区域内の資器材購入先及び能力

組合又は商店名	住 所	ビニール・ アサ袋 (袋)	縄 (束・巻)	杭 (本)	釘 (kg)	鉄 線 (kg)	そ の 他
脇町製材(有)	脇 町			100			
脇川商事(有)		1,000	20	必要量		750	杭 4.5cm×100cm
西野商店(有)		200	150				
長尾製材(有)				100			
黒石屋		300				500	
西條金物商会(有)		600				600	
藤田豊吉商店(有)						200	
三宅商店		200	20				
JA美馬 美馬支所		500	50				
逢坂金物店	美馬町	2,000	50				
逢坂産業				200		1,000	
藤原製材				200			
原惣木材店	穴吹町			必要量			
片山木材店				必要量			
大山木材店				必要量			
蔭山金物店		必要量			必要量	必要量	
中酒屋金物店		必要量			必要量	必要量	
中山商店					必要量	必要量	
中野商店	木屋平				15	300	
迎商店			10				
原商店					15	300	
JA美馬 木屋平支所		50	10				

備蓄資器材一覧表

設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 (単位)	器具・資材							
		照明器具	鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハグチジヨレン
		個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
脇町水防倉庫 (ミライズ内含む)	市内各河川	24				5			
拝原中(旧東2) 脇町方面隊第1分団	吉野川	1	2			2	1		
拝原東(旧東3) 脇町方面隊第1分団	曾江谷川	5		1	1	2			4
拝原北(旧東4) 脇町方面隊第2分団		2				1	1		2
拝北 脇町方面隊第2分団		2	2	2	2	3	1	1	6
落合(旧東7) 脇町方面隊第3分団		2	15		2	7	4		4
宮井(旧東8) 脇町方面隊第3分団	西俣谷	8	9	2	4	7	2		3
清水(旧東9) 脇町方面隊第3分団		1			1	1			1
金川(旧東10) 脇町方面隊第4分団	東俣谷	3	5	4	2	3	1		4
猪尻(旧中5) 脇町方面隊第5分団	吉野川	2			1	3	1		
庄(旧中6) 脇町方面隊第5分団	大谷川	2	2	1	2	2	3		2
柴床(旧中1) 脇町方面隊第6分団	大谷川	2	1			2			1
佐城(旧中3) 脇町方面隊第6分団		4		4		3	2		3
大谷(旧中8) 脇町方面隊第7分団		3	1			5			
新町(旧西1) 脇町方面隊第8分団	新町谷川	3	3	1	1	4	1		1
岩倉(旧西3) 脇町方面隊第9分団	清井口谷川	2	3	2	1	3			1
別所(旧西4) 脇町方面隊第9分団	吉野川 清井口谷川	2			2				1
小星(旧西6) 脇町方面隊第10分団	野村谷川	4	2			1	1		1
野村東(旧西7) 脇町方面隊第10分団		2	1			3	1		4
美馬町市民サービスセンター (庁舎内含む)	市内各河川	18	4			20	2		7

器 具 ・ 資 材													
ハンマー類 カケヤ・	土のう袋	ビニールシート むしろ・	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
	3,355	50											777
1	20		1										
2	450		1					20					
1													
5	1,200	5	5					20					
1	100												
1	500	20	2					30					
	30												
1			1					10					
1								10					
			1										
1		1											
2													
	300		1										
2	25		1										
1	400	20	1										
	50	1	1							2			
	500		1				1	1					
6	600	150	4										230

《美馬市水防計画 付表》

設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 (単 位)	器 具 ・ 資 材							
		照明器具	鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハグチシヨレン
		個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
銀杏木 美馬西部消防団第1分団	吉野川 鍋倉谷川	4		1	5	3			1
天神東 美馬西部消防団第2分団	吉野川 野村谷川	5	6		1	3			
清田 美馬西部消防団第3分団	野村谷川	4	1	1	1	2	1		
沼田 美馬西部消防団第4分団	吉野川 鍋倉谷川 中野谷川	6	1	1	6	2	1		
宮前 美馬西部消防団第5分団	高瀬谷川 中野谷川	6	3	2	4	2	1		
葛尾木 美馬西部消防団第6分団	鍋倉谷川	4	6		4	3	1		
美馬市役所	市内各河川	12		1	1	63			1
三谷 穴吹方面隊第1分団	明連川・三谷川 一谷川・吉野川	2				5	2		
井手端 穴吹方面隊第2分団	穴 吹 川	1	1	1		9	3		3
西山 穴吹方面隊第3分団		1	1		1	5	2	3	
宮内 穴吹方面隊第4分団		1	2			4	2		7
古宮 穴吹方面隊第5分団		1			1	5	1		
三島会館	明連川 吉野川		4	1	2	3	1	4	2
木屋平市民サービスセンター	市内各河川	41	1		1	5	1	3	
谷口 木屋平方面隊第1分団	弓道谷川 太合谷川 穴吹川	1	1			4		7	
川井 木屋平方面隊第2分団	麻衣谷川 穴吹川	1	1			2		2	
三ツ木 木屋平方面隊第2分団	今丸谷川 櫻原谷川 穴吹川	1	1			3		1	
小 計		183	79	25	46	200	37	21	59

器 具 ・ 資 材													
カケヤ・ハンマー類	土のう袋	ビニールシート むしろ・	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
丁	枚	枚	束巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
2			1										
1			1										
1			1										
1			1										
1			1										
2													
1	1,967	37											415
	730	4	1									2	
1	100	3	1										
1	100												
1	400	1											
	300												
2			20					2					
	400	20											100
	100												
	20												
	70												
39	11,717	312	47	0	0	0	1	93	0	2	0	2	1,522

県備蓄資器材一覧表（西部総合県民局備蓄分）

県民局	設置場所 水防倉庫		河川名 (単 位)	器 具 ・ 資 材							
				照 明 器 具	鎌	斧	鋸	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	鍬	ハ ク チ ジ ヨ レ ン
				個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
西 部	県 土 整 備 部	美馬庁舎 水防倉庫	管内河川		6		1	20	3	10	4
		三好庁舎 水防倉庫			13	4	11	24	13	4	12

器 具 ・ 資 材													
カケヤ・ハンマー類	土のう袋	ビニールシート むしろ・	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
丁	枚	枚	束 (巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
5	2000		6			40		2					
4	550	2	2			16		25				2	

空 白

資 料

国土交通省管理河川の重要水防箇所評定基準（案）
（国管理）

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成31年2月27日 国水環保第19号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位が、現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関係する変状が集中している箇所</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	

水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘			陸閘が設置されている箇所

平成21年12月4日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所
開口部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所

徳島県管理河川の重要水防区域評価基準(案)

(宮川内谷川、園瀬川、鮎喰川、川田川、貞光川、桑野川、勝浦川、日和佐川、海部川、福井川、穴喰川以外の河川)

平成18年11月2日 河第398号 河川課長通知

最終改正：令和3年4月1日 河第41号

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位が設定されている箇所にあつては、計画高水位が現況の堤防高を越える箇所</p> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位が設定されている箇所にあつては、計画高水位が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所</p>	
堤防断面	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつては、現況の堤防断面或いは天端幅が、計画の堤防断面或いは計画の天端幅の2分の1未満の箇所</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつては、現況の堤防断面或いは天端幅が、計画の堤防断面或いは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所</p>	
洪水痕跡	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満(無堤区間を含む。)の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高(無堤区間にあつては河岸の高さ)を越え、これにより後背地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満(無堤区間を含む。)の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高(無堤区間にあつては河岸の高さ)を越え、これにより後背地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所</p>	
法崩れ・すべり	<p>法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所</p> <p>法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体或いは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所</p>	
漏水	<p>漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所</p> <p>漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること或いは基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所</p>	

<p>水衝・洗掘</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</p>	
<p>工作物</p>	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所</p> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水位以下となる箇所</p> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴のある箇所</p> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水位を上回るが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所</p> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所</p>	
<p>工事施工</p>			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所</p>
<p>新堤防・破堤跡・旧川跡</p>			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所</p>
<p>陸 閘</p>			<p>陸閘が設置されている箇所</p>

樋門等操作記録簿

樋門等操作記録簿

河川名 _____

樋門名 _____

出水名 _____

操作員 _____ 印

操作員 _____ 印

操作員 _____ 印

年 月 日

(表紙)

別記様式-1		操作記録簿 (操作員記録)						
		水系		樋門		年 月 日提出		
						年 月 日～ 月 日		
操作員氏名								
日	時	分	操作状況	送受信者		樋門地点の水位		備 考
				送信	受信	外水位	内水位	
			待機					
			出発					
			到着					
			ゲート閉扉開始					
			ゲート全閉完了					
			ゲート全閉連絡					
			ゲート閉扉開始					
			ゲート全開完了					
			ゲート全開連絡					
			退出					
			帰宅					
			解除					
上記以外の連絡指示事項等								
上記の樋門操作へ出発から帰宅の間に、食事・トイレ等の一時帰宅した時間については下記に明記願います。								
日 : ~ :			日 : ~ :			日 : ~ :		
日 : ~ :			日 : ~ :			日 : ~ :		
日 : ~ :			日 : ~ :			日 : ~ :		
点検整備の状況			操作の理由			その他特記事項		
(注) 1. 送受信者欄には送信者、受信者名を確認し記入するものとする。 2. 待機、出発等で関係機関および出張所等からの指示がなく、操作員が自主的に行う場合はその旨を関係機関および出張所等へ連絡するものとする。 3. 遠隔操作にて操作が行われた場合は、備考欄にその旨を記載する。								

(記録紙「操作記録簿」)

別記様式-2

水位記録簿

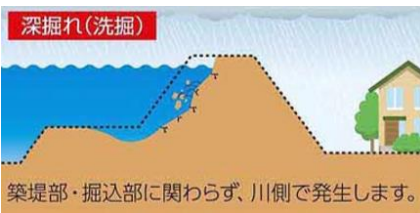
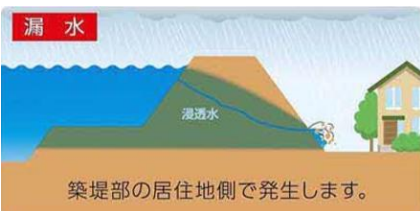
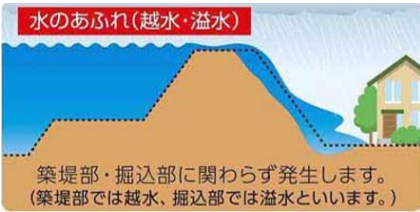
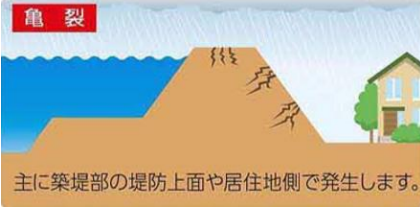
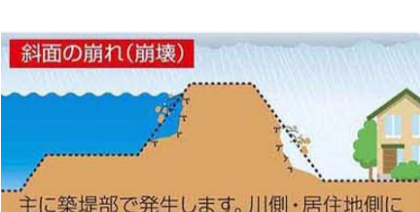
水位 (月 日)				
時間	正時		30分	
	吐口 (外水位) m	呑口 (内水位) m	吐口 (外水位) m	呑口 (内水位) m
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
備 考				

(記録紙「水位記録簿」)

水 防 工 法 の 概 要

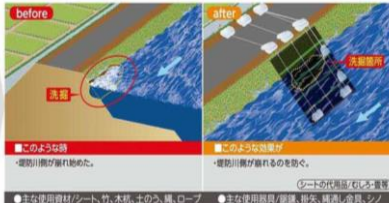
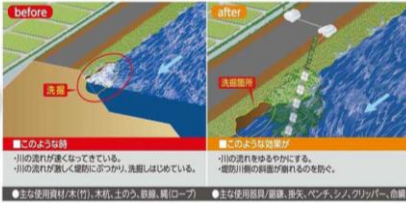


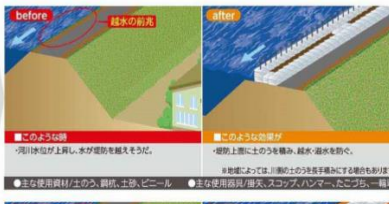




【被害の形態と対策】

出典：水防技術研修テキスト（国土交通省 中部地方整備局）

被害区分	堤体被害の形態と対策	
 <p>深掘れ(洗掘) 築堤部・掘込部に関わらず、川側で発生します。</p>	<p>深掘れ(洗掘)</p> <p>激しい川の流れにより、堤防の川側が削り取られた状態</p>	<p>対 策</p> <p>特に築堤部で深掘れが進むと、堤防が決壊し甚大な被害が発生するおそれがあるため、<u>深掘れが進行しないよう堤防斜面を保護する対策</u>を実施</p>
 <p>漏水 築堤部の居住地側で発生します。</p>	<p>漏水</p> <p>河川水位が上昇し居住地側との水位差が大きくなり、堤防又は基礎部を通った浸透水が地表に漏れ出す状態</p>	<p>対 策</p> <p>堤防内の土砂が流出し決壊に至るおそれがあるため、<u>川側と居住地側の水位差を小さくする対策</u>を実施</p>
 <p>水のおふれ(越水・溢水) 築堤部・掘込部に関わらず発生します。(築堤部では越水、掘込部では溢水といいます。)</p>	<p>越水</p> <p>河川水位が上昇し、堤防の上面を越えて水が溢れ出す状態</p>	<p>対 策</p> <p>溢れ出した水が堤防上面や居住地側の斜面を削り決壊に至るおそれがあるため、<u>水が溢れないよう止水する対策</u>を実施</p>
 <p>亀裂 主に築堤部の堤防上面や居住地側で発生します。</p>	<p>亀裂</p> <p>河川の水圧や堤防内の浸透水等の影響で堤防が変形し、ひび割れが発生した状態</p>	<p>対 策</p> <p>亀裂が進行し決壊するおそれがあるため、<u>亀裂が広がらないよう被災箇所を縫い合わせる対策</u>が必要</p>
 <p>斜面の崩れ(崩壊) 主に築堤部で発生します。川側・居住地側に関わらず発生します。</p>	<p>斜面崩壊</p> <p>激しい川の流れや降雨の影響で堤防の一部が崩れた状態</p>	<p>対 策</p> <p>水位があまり高くない状態でも降雨等により斜面の崩れが起こるおそれあり。<u>居住地側の崩れは失われた部分を直接充填する、川側では反対の居住地側を補充する対策</u>が必要</p>

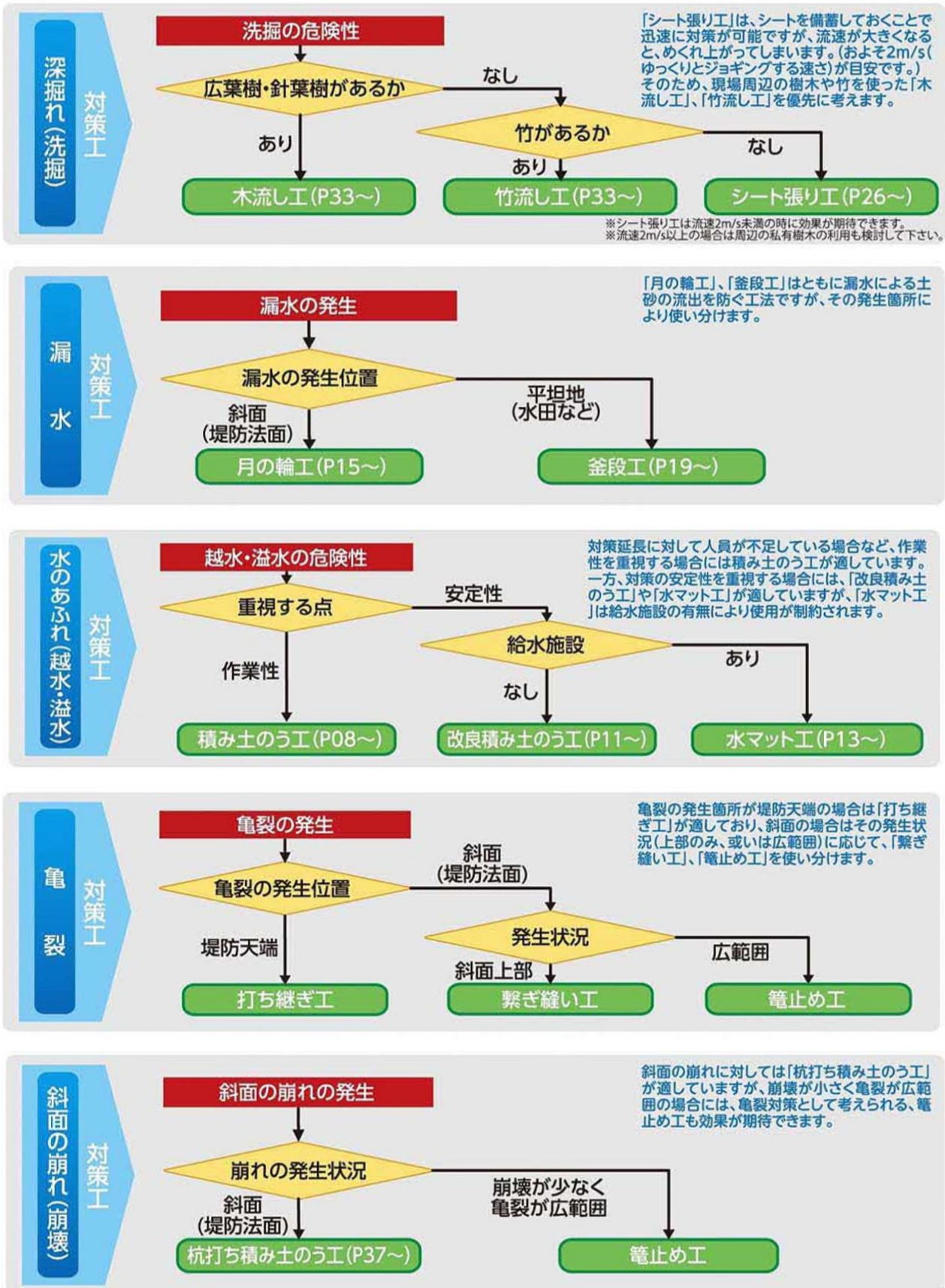
【被害区分と適用水防工法】

(出典：同前)

被害区分	適用し得る水防工法	
<p>深掘れ（洗掘） (WASHING)</p>	<p>シート張り工 (WASHING)</p>  <p>このように -掘削が深くなった。 -このように効果が -埋戻し崩れがなくなる。</p> <p>●主な使用資材/シート、竹、木杭、土のう、縄、ロープ ●主な使用器具/鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬</p>	<p>木流し工(竹流し工) (WASHING)</p>  <p>このように -川の流れが速くなってきている。 -川の流れが速く、掘削が深くなっている。 -このように効果が -川の流れがゆるやかになる。 -掘削の深さを抑えるのを防ぐ。</p> <p>●主な使用資材/木杭、土のう、縄、ロープ ●主な使用器具/鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬</p>
<p>漏水 (LEAKAGE)</p>	<p>月の輪工 (LEAKAGE)</p>  <p>このように -出水中、居住地側に漏水が漏れ出している。 -このように効果が -土のうを敷き、月の輪の土のうを敷き、漏水を防止する。</p> <p>●主な使用資材/土のう、シート、パイプ、鍬、ロープ、ピール ●主な使用器具/鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬</p>	<p>釜段工 (LEAKAGE)</p>  <p>このように -出水中、居住地側の水平面に漏水が発生している。 -このように効果が -漏水の出口を中心に土のうを積み重ね、その水圧により、水の出口の拡大を防ぐとともに、埋戻し土の流出を防ぐ。</p> <p>●主な使用資材/土のう、シート、パイプ、鍬、ロープ、ピール ●主な使用器具/鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬</p>
<p>越水 (OVERFLOW)</p>	<p>積み土のう工 (OVERFLOW)</p>  <p>このように -水位が上昇し、水が堤防を越えそう。 -このように効果が -堤防の上にも積み、越水を防ぐ。</p> <p>●主な使用資材/土のう、鍬、土、ピール ●主な使用器具/鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬</p>	<p>改良積み土のう工 (OVERFLOW)</p>  <p>このように -水位が上昇し、水が堤防を越えそう。 -このように効果が -越水を防ぐ。ピールシートを使用することにより、漏水性が向上する。</p> <p>●主な使用資材/土のう、土、鍬、鉄板、シート ●主な使用器具/鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬</p>
<p>亀裂 (CRACK)</p>	<p>籠止め工 (CRACK)</p>  <p>このように -引張りの方向に亀裂や割れが発生した。 -このように効果が -亀裂や割れ面に竹を打ち込んで土を敷き、亀裂を防ぐ。</p> <p>●主な使用資材/木杭、土のう、竹、ロープ ●主な使用器具/鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬</p>	<p>打ち継ぎ工 (CRACK)</p>  <p>このように -掘削面に亀裂が発生した場合 -このように効果が -亀裂面に竹を打ち込んで土を敷き、亀裂を防ぐ。</p> <p>●主な使用資材/土のう、木杭、鉄板 ●主な使用器具/鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬</p>
<p>斜面崩壊 (SLOPE COLLAPSE)</p>	<p>杭打ち積み土のう工 (SLOPE COLLAPSE)</p>  <p>このように -居住地側、掘削の手前が崩れ始めた。 -これは、崩れそうになった。 -このように効果が -居住地側、掘削の手前が崩れなくなる。</p> <p>●主な使用資材/木杭、竹、土のう、縄(ロープ) ●主な使用器具/鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬、鍬</p>	

【水防工法選定フロー】

(出典：同前)



【水防活動時の注意事項】

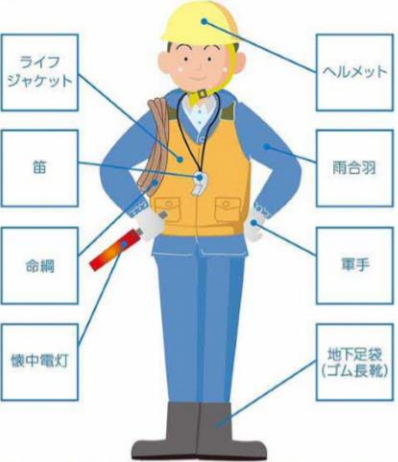
(出典：同前)


区 分	水 防 活 動 時 の 注 意 事 項
夜間の安全対策	<div data-bbox="555 353 943 389" style="background-color: #ADD8E6; padding: 2px;"> 夜間の安全対策 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆夜間の活動時は、周辺の状況が把握しにくいので注意が必要です。懐中電灯等が必要となります。 ◆夜間に水防工法を実施する場合、投光機等により作業場を十分明るくすることが安全面から特に重要です。 ◆夜間の水防活動を想定した訓練も有効です。 
水際部・氾濫域での安全対策	<div data-bbox="555 705 943 741" style="background-color: #ADD8E6; padding: 2px;"> 水際部や氾濫域での安全対策 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆水防活動時に作業員が川などへ転落することはあってはならないことですが、万一転落した場合を想定しておくことも必要です。 ◆巡視や水防作業時、避難誘導時など、水際部や氾濫域での水防活動時には、ライフジャケットを着用するとともに通信機器を携帯するように心掛けて下さい。 
活 動 環 境	<div data-bbox="555 1057 943 1093" style="background-color: #ADD8E6; padding: 2px;"> 活動環境について </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆漏水等の対応をする際、漏水や降雨により堤防や堤防周辺がうみ(水を含みぬかるみ状態になること)、足場が非常に悪くなっている場合があります。 ◆河川の水位が高くなっている場合は、堤防が揺れることがあります。 ◆漏水の噴出口を土のう等で塞ぐと、周辺の浸透しやすい箇所から漏水し、漏水範囲が拡大することになるので、注意が必要です。  <p style="font-size: small;">土のうの積み方は地域によって、長手積みの場合や小口積みの場合と様々です。</p>


【水防団員（消防団員）の常備品】


(出典：同前)


- ヘルメット
- 懐中電灯 (できれば赤キャップのもの)
- 雨合羽 (フード付き)
- ライフジャケット
- 笛
- 命綱
- 携帯ラジオ (電池式で小型のもの)
- 医療器具
- 連絡用マイク
- 軍手
- 手ぬぐい
- 無線通信機器又は携帯電話 (情報先の登録等)
- 地下足袋 (ゴム長靴)
(現場は水を含んだぬかるみ状態です。足元がズブズブに入る認識が必要です)





手ぬぐい


連絡用マイク


医療器具


携帯ラジオ


無線通信機器

非常電報及び緊急電報の活用想定場面

《NTT 西日本「電報サービス契約約款」から抽出》

電報区分	機 関 等	電 報 の 内 容
非常電報	<ul style="list-style-type: none"> • 水防機関相互間 • 消防機関相互間 • 水防機関と消防機関間 	① 「洪水等が発生したこと」若しくは「洪水が発生するおそれがあること」の通報 ② 「洪水等が発生したこと」若しくは「洪水が発生するおそれがあること」の警報 ③ 洪水の予防のため緊急を要する事項
	<ul style="list-style-type: none"> • 災害救助機関相互間 • 消防機関相互間 • 災害救助機関と消防機関間 	① 災害の予防のため緊急を要する事項 ② 災害の救援のため緊急を要する事項
	<ul style="list-style-type: none"> • 通信の確保に直接関係がある機関相互間 	○ 通信施設の災害の予防又は復旧その他「通信の確保」に関し緊急を要する事項
	<ul style="list-style-type: none"> • 電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間 	○ 電力施設の災害の予防又は復旧その他「電力の確保」に関し緊急を要する事項
	<ul style="list-style-type: none"> • 天災、事変その他非常事態が発生し又は発生するおそれがあることを知った者と前各機関との間 	① 災害の予防のため緊急を要する事項 ② 災害の救援のため緊急を要する事項
緊急電報	<ul style="list-style-type: none"> • 非常電報の取扱機関相互間 	○ 火災、集団的疫病、重大交通機関事故その他「人命の安全に係る事態」が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防・救援・復旧等に関し緊急を要する事項
	<ul style="list-style-type: none"> • 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 • ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 • 国又は地方公共団体の機関相互間 	○ 水道、ガス等の市民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

水 防 法

最終改正：令和5年5月31日法律第37号

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 水防組織（第3条～第8条）
- 第3章 水防活動（第9条～第32条の3）
- 第4章 指定水防管理団体（第33条～第35条）
- 第5章 水防協力団体（第36条～第40条）
- 第6章 費用の負担及び補助（第41条～第44条）
- 第7章 雑則（第45条～第51条）
- 第8章 罰則（第52条～第55条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び

応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の23第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第7条第4項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

（市町村の水防責任）

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の

用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動

に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

（河川等の巡視）

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認

められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第11条の2 都道府県知事は、前条第1項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条及び第23条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは**第11条**第1項の規

定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第14条の2において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを

一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第3項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定

される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

《美馬市水防計画 資料》

- 一 第13条の2第2項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第13条の3の規定により指定した海岸
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当

該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第13条第1項若しくは第2項、第13条の2又は第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第7項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号八に掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定を

しようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第1項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議

会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第3項及び第4項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川につい

て、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして

水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第42条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第7章 雑 則

（第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定によ

り必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰 則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条の7第3項の規定に違反した者
- 二 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第20条第2項の規定に違反した者
- 三 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則（略）

河 川 法

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 河川の管理

第1節 通則（第9条～第15条の2）

第2節 河川工事等（第16条～第22条の3）

第3節 河川の使用及び河川に関する規制

第1款 通則（第23条～第37条の2）

第2款 水利調整（第38条～第43条）

第3款 ダムに関する特則（第44条～第51条）

第4款 緊急時の措置（第52条～第53条の2）

第4節 河川保全区域（第54条・第55条）

第5節 河川予定地（第56条～第58条）

第2章の2 河川立体区域（第58条の2～第58条の7）

第2章の3 河川協力団体（第58条の8～第58条の13）

第3章 河川に関する費用（第59条～第74条）

第4章 監督（第75条～第79条の2）

第5章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県河川審議会（第80条～第86条）

第6章 雑則（第87条～第101条）

第7章 罰則（第102条～第109条）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川管理の原則等）

第2条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

（河川及び河川管理施設）

第3条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川

に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰せき、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿つて設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

（一級河川）

第4条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第1項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前2項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第1項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第1項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（二級河川）

第5条 この法律において「二級河川」とは、前条第1項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2 都道府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都府県との境界に係るものであるときは、当該他の都府県知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、第1項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

5 前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

6 二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第1項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

7 二級河川について、前条第1項の一級河川の指定があつたときは、当該二級河川についての第1項の指定は、その効力を失う。

(河川区域)

第6条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域

二 河川管理施設の敷地である土地の区域

三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第3項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2 河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防（以下「高規格堤防」という。）については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。

3 河川管理者は、第1項第二号の区域のうち、その管理する樹林帯（堤外の土地にあるものを除く。）の敷地である土地の区域（以下単に「樹林帯区域」という。）については、その区域を指定しなければならない。

4 河川管理者は、第1項第三号の区域、高規格堤防特別区域又は樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 河川管理者は、港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に規定する漁港の区域につき第1項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は漁港管理者に協議しなければならない。

6 河川管理者は、森林法（昭和26年法律第249号）第25条若しくは第25条の2の規定に基づき保安林として指定された森林、同法第30条若しくは第30条の2の規定に基づき保安林予定森林として告示された森林、同法第41条の規定に基づき保安施設地区として指定された土地又は同法第44条において準用する同法第30条の規定に基づき保安施設地区に予定された地区として告示された土地につき樹林帯区域の指定又はその変更をしようとするときは、農林水産大臣（都道府県知事が同法第25条の2の規定に基づき指定した保安林又は同法第30条の2の規定に基づき告示した保安林予定森林については、当該都道府県知事）に協議しなければならない。

(河川管理者)

第7条 この法律において「河川管理者」とは、第9条第1項又は第10条第1項若しくは第2項の規定により河川を管理する者をいう。

(河川工事)

第8条 この法律において「河川工事」とは、河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。

第2章 河川の管理

第1節 通則

(一級河川の管理)

第9条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、指定区間を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第2項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合において、第3項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。

7 第5項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二級河川の管理)

第10条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指

定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第3項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 第2項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（境界に係る二級河川の管理の特例）

第11条 二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分については、関係都府県知事は、協議して別に管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3 第1項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する部分について管理を行なう場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

（河川の台帳）

第12条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。

4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

（河川管理施設等の構造の基準）

第13条 河川管理施設又は第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない。

2 河川管理施設又は許可工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

（河川管理施設の操作規則）

第14条 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰せき、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2 河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ

め、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、又は関係都道府県知事、関係市町村長若しくは当該河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担する者で政令で定めるものの意見をきかなければならない。

（他の河川管理者に対する協議）

第15条 河川管理者は、前条第一項の河川管理施設の操作規則を定め、若しくは変更しようとする場合又は河川工事を施行し、若しくは第23条若しくは第24条から第29条までの規定による処分（当該処分に係る第75条の規定による処分を含む。）をしようとする場合において、当該操作規則に基づく操作又は当該河川工事若しくは当該処分に係る工事その他の行為が他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ、当該他の河川管理者に協議しなければならない。

（河川管理施設等の維持又は修繕）

第15条の2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

第2節 河川工事等

（河川整備基本方針）

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

（河川整備計画）

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

（市町村長の施行する工事等）

第16条の3 市町村長は、第9条第5項及び第10条第2項の規定による場合のほか、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ、河川管理者と協議して、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、その実施の目的、河川に及ぼす影響の程度、市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、及び当該河川工事又は河川の維持を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行うものとする。

（国土交通大臣の施行する工事等）

第16条の4 国土交通大臣は、都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）における河川の改良工事若しくは修繕（以下この項において「改良工事等」という。）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この項及び第60条第1項において単に「災害復旧事業」という。）に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る政令で定める改良工事等又はこれらの河川に係る災害復旧事業に関する工事（いずれも高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。次項及び第65条の3において「特定河川工事」という。）を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第9条第2項及び第5項並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定河川工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都道府県知事等に代わつてその権限を行うものとする。

（災害が発生した場合における国土交通大臣の実施する維持）

第16条の5 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県知事等から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県等における河川の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は管理する二級河川に係る維持（河川の埋塞に係るものであつて、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。次項及び第65条の4において「特定維持」という。）を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第9条第2項及び第5項並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都道府県知事等に代わつてその権限を行うものとする。

（兼用工作物の工事等の協議）

第17条 河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2 河川管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の工作物の管理者が河川管理施設の工事、維持又は操作を行なう場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（工事原因者の工事の施行等）

第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

（附帯工事の施行）

第19条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

（河川管理者以外の者の施行する工事等）

第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

（工事の施行に伴う損失の補償）

第21条 土地収用法（昭和26年法律第219号）第93条第1項の規定による場合を除き、河川工事の施行により、当該河川に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、河川管理者（当該河川工事が河川管理者以外の者が行なうものであるときは、その者。以下この条において同じ。）は、これらの工事をする必要とする者（以下この条において、「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、河川管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて河川管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、河川工事の完了の日から1年を経過した後においては、請求することができない。

3 第1項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第94条の規定による裁決を申請することができる。

（洪水時等における緊急措置）

第22条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、

その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。

3 河川管理者は、第1項の規定による収用、使用又は処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に、収用委員会に土地収用法第94条の規定による裁決を申請することができる。

6 第2項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（水防管理団体が行う水防への協力）

第22条の2 河川管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第3項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした水防計画（同法第2条第6項に規定する水防計画をいう。以下この条において同じ。）に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体（同法第2条第2項に規定する水防管理団体をいう。第37条の2において同じ。）が行う水防に協力するものとする。

（高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等）

第22条の3 河川管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、高規格堤防特別区域内における高規格堤防の部分が損傷し、又は損傷するおそれがあり、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、他人の土地において、その支障を除去するために必要な限度において、その高規格堤防の部分を原状に回復する措置又はその原状回復若しくは保全のために必要な地盤の修補、物件の除却その他の措置（以下「原状回復措置等」という。）をとることができる。

2 前項の規定により他人の土地において原状回復措置等をとりようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の所有者及び占有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

3 第1項の場合において、他人の占有する土地に立ち入るときは、前項の規定による

ほか、第89条第2項から第5項までの規定によらなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による原状回復措置等を拒み、又は妨げてはならない。

5 河川管理者は、第1項の規定による原状回復措置等により損失を受けた者がいるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第3節 河川の使用及び河川に関する規制

第1款 通 則

（流水の占用の許可）

第23条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りでない。

（流水の占用の登録）

第23条の2 前条の許可を受けた水利使用（流水の占有又は第26条第1項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第23条の3 河川管理者は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第12条第2項の水利台帳に登録しなければならない。

（登録の拒否）

第23条の4 河川管理者は、第23条の2の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者であるとき。
- 二 申請者が第75条第1項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。

四 第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者が異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占有について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

（土地の占有の許可）

第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土石等の採取の許可）

第25条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（工作物の新築等の許可）

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

- 一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築
- 二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築
- 三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第1項の許可の申請又は第37条の2、第58条の13、第95条若しくは第99条第2項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第1項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設

（樹林帯を除く。）を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第3項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（土地の掘削等の許可）

第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

- 一 前条第2項第一号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの
- 二 盛土
- 三 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為
- 四 竹木の栽植又は伐採

3 樹林帯区域内の土地においては、第1項の規定にかかわらず、次の各号（特定樹林帯区域内の土地にあつては、第二号及び第三号）に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

- 一 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの
- 二 竹木の栽植
- 三 通常管理行為で政令で定めるもの

4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は許可工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第1項の許可をし、又は第58条の13、第95条若しくは第99条第2項の規定による協議に応じてはならない。

5 河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

6 前条第3項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第1項の許可の申請又は第58条の13、第95条若しくは第99条第2項の規定による協議があつた場合に準用する。

（竹木の流送等の禁止、制限又は許可）

第28条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

第29条 第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（許可工作物の使用制限）

第30条 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

（原状回復命令等）

第31条 第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

（流水占用料等の徴収等）

第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可又は登録について第75条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（許可等に基づく地位の承継）

第33条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第23条若しくは第24条から第27条までの許可又は第23条の2の登録を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第23条、第24条若しくは第25条の許可若しくは第23条の2の登録に基づく権利を承継し、又は第26条第1項若しくは第27条第1項の許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地（以下この条において「許可に係る工作物等」という。）を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの規定による許可又は登録に基づく地位を承継する。

2 第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者からその許可に係る工作物等を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3 前2項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

（権利の譲渡）

第34条 第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。

3 第23条の3及び第23条の4の規定は、第1項に規定する登録に係る同項の承認について準用する。

（関係行政機関の長との協議）

第35条 国土交通大臣は、水利使用に関し、第23条の許可、第24条若しくは第26条第1項の許可（第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）又は前条第1項に規定する許可（第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する第24条の許可を除く。）に係る同項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に関し第75条の規定による処分をしようとするとき、又

は都道府県知事が第79条第2項第四号の同意の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、第27条第1項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為により著しい影響を受ける事業があるときは、当該事業を主管する行政機関の長に協議しなければならない。

（関係地方公共団体の長の意見の聴取）

第36条 国土交通大臣は、水利使用に関し、第23条の許可、第24条若しくは第26条第1項の許可（第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）又は第34条第1項に規定する許可（第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する第24条の許可を除く。）に係る同項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第1項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。これらの規定による許可に関し第75条の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第23条の許可又は第26条第1項の許可（第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 指定都市の長は、水利使用に関し、第9条第5項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第23条の許可又は第26条第1項の許可（第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第27条第1項の許可をしようとする場合において、当該許可が政令で定める行為に係るものであるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（河川管理者の工作物に関する工事の施行）

第37条 河川管理者は、第26条第1項の許可を受けた者の委託があつた場合においては、同項の許可に係る工作物に関する工事を自ら行うことができる。

（土地の占用等に関する水防管理団体等の特例）

第37条の2 水防管理団体又は水防協力団体（水防法第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下この条において同じ。）が行う水防に必要な器具、資材又は設備を保管するための倉庫その他これに類する施設として国土交通省令で定める

ものの設置についての第24条、第26条第1項及び第34条第1項（第24条の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、水防管理団体又は水防協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

第2款 水利調整

（水利使用の申請があつた場合の通知）

第38条 河川管理者は、水利使用に関し第23条の許可又は第26条第1項の許可（第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第23条及び第24条から第29条までの規定による許可を受けた者並びに政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

（関係河川使用者の意見の申出）

第39条 前条の通知があつたときは、関係河川使用者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる。

（申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件）

第40条 河川管理者は、水利使用に関し第23条又は第26条第1項の許可をしようとする場合において、前条の申出をした関係河川使用者で当該申請に係る水利使用により損失を受けるものがあるときは、当該水利使用を行うことについて当該関係河川使用者のすべての同意がある場合を除き、次の各号の一に該当する場合でなければ、その許可をしてはならない。

- 一 当該水利使用に係る事業が関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業に比し公益性が著しく大きい場合
- 二 損失を防止するために必要な施設（以下「損失防止施設」という。）を設置すれば関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業の実施に支障がないと認められる場合

2 国土交通大臣は、前項第一号に該当するものとして水利使用に関し第23条又は第26条第1項の許可をしようとする場合においては、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

（水利使用の許可等に係る損失の補償）

第41条 水利使用に関する第23条若しくは第26条第1項の許可又は第23条の2

の登録により損失を受ける者があるときは、当該水利使用に関する許可又は登録を受けた者がその損失を補償しなければならない。

（損失の補償の協議等）

第42条 前条の規定による損失の補償で関係河川使用者に係るものについては、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者とが協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当事者は、政令で定めるところにより、河川管理者の裁定を求めることができる。

3 河川管理者は、前項の裁定をする場合において、損失の補償として、損失防止施設を設置すべき旨の関係河川使用者の要求があり、かつ、水利使用の許可を受けた者の意見をきいてその要求を相当と認めるときは、損失防止施設の機能、規模、構造、設置場所等を定めて、当該水利使用の許可を受けた者が損失防止施設を設置すべき旨の裁定をすることができる。

4 河川管理者は、第2項の裁定をしようとする場合においては、あらかじめ、関係河川使用者が当該河川の使用を行なう土地の所在する都道府県の収用委員会の意見をきかなければならない。

5 第2項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から60日以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。

6 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

7 第五項の規定による訴えの提起は、水利使用及び当該水利使用に係る事業の実施を妨げない。

（流水の貯留又は取水の制限）

第43条 水利使用の許可を受けた者は、第39条の申出をした関係河川使用者に係る前条第1項の協議又は同条第2項の裁定に係る損失を補償した後（損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第39条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、水利使用の許可を受けた者は、補償金を供託することができる。

一 補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき者がその受領を拒んだと

き。

二 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

三 水利使用の許可を受けた者が補償金を受けるべき者を確知することができないとき。ただし、水利使用の許可を受けた者に過失があるときは、この限りでない。

四 水利使用の許可を受けた者が河川管理者の裁定した補償金額に対して不服があるとき。

五 水利使用の許可を受けた者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

3 前項第四号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、水利使用の許可を受けた者は、自己の見積金額を払い渡し、裁定による補償金額との差額を供託しなければならない。

4 第2項の規定による供託は、水利使用を行なう土地のもよりの供託所にしなければならない。

5 水利使用の許可を受けた者は、第2項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

6 水利使用の許可を受けた者は、第2項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、供託物受入の記載ある供託書の写しを添付して、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

第3款 ダムに関する特則

(河川の従前の機能の維持)

第44条 ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。第51条の2及び第51条の3を除き、以下同じ。）で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。

(水位、流量等の観測)

第45条 ダムで政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの操作が当該河川の管理上適正に行なわれることを確保するため、政令で定める基準に従い、観測施設を設け、水位、流量及び雨雪量を観測しなければならない。

(ダムの操作状況の通報等)

第46条 前条のダムの設置者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作

の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 前条のダムを設置者は、政令で定める基準に従い、前項の通報がすみやかに、かつ、的確に行なわれるために必要な通報施設を設けておかなければならない。

（ダムの操作規程）

第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 ダムの操作は、第1項の承認を受けた操作規程に従って行なわなければならない。

4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。

（危害防止のための措置）

第48条 ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（記録の作成等）

第49条 ダムを設置する者は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時におけるダムの操作に関する記録を作成し、これを保管するとともに、河川管理者からその提出を求められたときは、遅滞なく、これを河川管理者に提出しなければならない。

（管理主任技術者の設置）

第50条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する場合においては、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行なうため、政令で定める資格を有する管理主任技術者を置かなければならない。

2 ダムを設置する者は、前項の規定により管理主任技術者を選任したときは、当該管理主任技術者につき、国土交通省令で定める事項を河川管理者に届け出なければならない。

（兼用工作物であるダムについての特例）

第51条 ダムと河川管理施設とが相互に効用を兼ねる場合における当該施設につい

て、第17条第1項の協議に基づき、河川管理者がその維持及び操作を行なう場合には、この款の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

(ダム洪水調節機能協議会)

第51条の2 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第44条第1項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（次項及び次条において「利水ダム等」という。）の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 河川管理者
- 二 利水ダム等に係る水利使用に関し第23条又は第26条第1項の許可を受けた者
- 三 関係都道府県知事
- 四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 第1項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調った事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に関し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。

(都道府県ダム洪水調節機能協議会)

第51条の3 河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。

2 都道府県ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 河川管理者
- 二 利水ダム等に係る水利使用に関し第23条又は第26条第1項の許可を受けた者
- 三 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 前条第3項から第7項までの規定は、都道府県ダム洪水調節機能協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と、「前項第二号及び第三号」とあるのは「同条第2項第二号」と読み替えるものとする。

第4款 緊急時の措置

（洪水調節のための指示）

第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（渇水時における水利使用の調整）

第53条 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

3 河川管理者は、第1項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

（渇水時における水利使用の特例）

第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第1項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

第4節 河川保全区域

（河川保全区域）

第54条 河川管理者は、河岸又は河川管理施設（樹林帯を除く。第3項において同じ。）を保全するため必要があると認めるときは、河川区域（第58条の2第1項の規定

により指定したものを除く。第3項において同じ。)に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

2 国土交通大臣は、河川保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、かつ、河川区域(樹林帯区域を除く。)の境界から50メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要やむを得ないと認められる場合においては、50メートルをこえて指定することができる。

4 河川管理者は、河川保全区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(河川保全区域における行為の制限)

第55条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

2 第33条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

第5節 河川予定地

(河川予定地)

第56条 河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域(第58条の2第1項の規定により指定するものを除く。)内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。

2 河川予定地の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定地を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（河川予定地における行為の制限）

第57条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第22条第4項及び第5項の規定は前項の規定による損失の補償について、第33条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第1項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

（河川管理者が権原を取得した河川予定地）

第58条 河川管理者が河川予定地内の土地について権原を取得した後においては、当該土地の区域が河川区域となる前においても、この法律の適用については、その土地は、河川区域内の土地とみなす。ただし、罰則の適用については、特にその旨の定めがある場合に限る。

第2章の2 河川立体区域

（河川立体区域）

第58条の2 河川管理者は、河川管理施設が、地下に設けられたもの、建物その他の工作物内に設けられたもの又は洪水時の流水を貯留する空間を確保するためのもので柱若しくは壁及びこれらによつて支えられる人工地盤から成る構造を有するものである場合において、当該河川管理施設の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため必要があると認めるときは、第6条第1項の規定にかかわらず、当該河川管理施設に係る河川区域を地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的な区域として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の河川区域（以下この章及び第106条第三号において「河川立体区域」という。）を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（河川保全立体区域）

第58条の3 河川管理者は、河川立体区域を指定する河川管理施設を保全するため必

要があると認めるときは、当該河川立体区域に接する一定の範囲の地下又は空間を河川保全立体区域として指定することができる。

2 国土交通大臣は、河川保全立体区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 河川保全立体区域の指定は、当該河川管理施設を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

4 河川管理者は、河川保全立体区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 河川保全区域が指定されている前条第一項の河川管理施設について、河川保全立体区域の指定があつたときは、当該河川保全区域の指定は、その効力を失う。

（河川保全立体区域における行為の制限）

第58条の4 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築、改築又は除却

三 載荷重が1平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

2 第33条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

（河川予定立体区域）

第58条の5 河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川立体区域として指定すべき地下又は空間を河川予定立体区域として指定することができる。

2 河川予定立体区域の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定立体区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

4 河川予定地が指定されている第58条の2第1項の河川管理施設について、河川予定立体区域の指定があつたときは、当該河川予定地の指定は、その効力を失う。

（河川予定立体区域における行為の制限）

第58条の6 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第22条第4項及び第5項の規定は前項の規定による損失の補償について、第33条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第1項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

（河川管理者が権原を取得した河川予定立体区域）

第58条の7 河川管理者が河川予定立体区域内の地下又は空間について権原を取得した後においては、当該区域が河川立体区域となる前においても、この法律の適用については、その地下又は空間は、河川立体区域内の地下又は空間とみなす。ただし、罰則の適用については、特にその旨の定めがある場合に限る。

第2章の3 河川協力団体

（河川協力団体の指定）

第58条の8 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると思われる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該河川協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 河川協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

4 河川管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（河川協力団体の業務）

第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

《美馬市水防計画 資料》

- 一 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。
- 二 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 河川の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(河川協力団体の河川管理者による援助への協力)

第58条の10 河川協力団体は、水防法第15条の12第2項の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同条第1項に規定する必要な情報提供、助言その他の援助に関し協力するものとする。

2 河川協力団体は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第78条第2項の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、河川管理者が行う同条第1項の規定による援助に関し協力するものとする。

(監督等)

第58条の11 河川管理者は、第58条の9各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第58条の12 国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

第58条の13 河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

第3章 河川に関する費用

（河川の管理に要する費用の負担原則）

第59条 河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第60条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第9条第2項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその10分の3を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその3分の1を、災害復旧事業に要する費用にあつてはその10分の4.5を、改良工事及び修繕以外の河川工事に要する費用にあつてはその2分の1を負担する。

2 第9条第2項の規定により都道府県知事が行うものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、当該都道府県知事の統轄する都道府県の負担とする。この場合において、国は、政令で定めるところにより、当該費用のうち、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事に要する費用にあつてはその3分の2を、再度災害を防止するために施行する改良工事であつて又は大規模改良工事であつて、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつてはその10分の5.5を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその2分の1を負担する。

（指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の補助）

第61条 国は、第9条第2項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の修繕に要する費用については、予算の範囲内において、その3分の1以内を補助することができる。

（二級河川の管理に要する費用の国の負担）

第62条 国は、二級河川の改良工事（第16条の3第1項の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより、2分の1を超えない範囲内でその一部を負担する。

（他の都道府県の費用の負担）

第63条 国土交通大臣が行なう河川の管理により、第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都道府県以外の都道府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都道府県が負

担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該都府県を統轄する都府県知事の意見をきかなければならない。

3 都府県知事が行なう河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

4 都府県知事は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける都府県を統轄する都府県知事に協議しなければならない。

（負担金の納付又は支出）

第64条 国土交通大臣が行なう一級河川の管理に要する費用のうち、第60条第1項の規定により都道府県が負担すべき費用又は前条第1項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 都道府県知事が行なう河川の管理に要する費用のうち、第60条第2項後段若しくは第62条の規定により国が負担すべき費用又は前条第3項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県に対して支出しなければならない。

（境界に係る二級河川の管理に要する費用の特例）

第65条 二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分について第11条第1項の規定による協議に基づき関係都府県知事が別に管理の方法を定めた場合においては、当該河川の管理に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

（市町村長の施行する工事等に要する費用）

第65条の2 第16条の3第1項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とする。この場合において、国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 前項後段の改良工事により、同項後段の費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用の一部を負担する都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

3 第63条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第1項後段の規定により国及び都道府県が負担すべき費用又は第2項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、第1項前段の規

定により費用を負担する市町村に対して支出しなければならない。

（国土交通大臣の施行する特定河川工事に要する費用）

第65条の3 第16条の4第1項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事（二級河川の修繕を除く。以下この項において同じ。）に要する費用は、政令で定めるところにより、国が負担金等相当額（都道府県知事等が自ら当該特定河川工事を行うこととした場合に国が当該都道府県知事等が統括する都道府県等に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該都道府県等が当該特定河川工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額を負担する。

2 第16条の4第1項の規定により国土交通大臣が行う二級河川の修繕に要する費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県等の負担とする。

3 第16条の4第1項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事により、前2項の費用の全部又は一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用の全部又は一部を負担する都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

4 第16条の4第1項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事について、第1項又は第2項の規定によりその費用を指定都市が負担する場合において、都道府県が当該都道府県の区域（その区域内に当該指定都市が存する都道府県にあつては、当該指定都市の区域を除く。）について著しく利益を受けるときは、当該指定都市は、その受益の限度において、当該指定都市が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。

5 第63条第4項の規定は、前二項の場合について準用する。

6 国土交通大臣が第16条の4第1項の規定により特定河川工事を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県等は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、国庫に納付しなければならない。この場合において、第3項又は第4項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべき費用があるときは、当該利益を受ける都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県等に対してその費用を支出しなければならない。

（災害が発生した場合における国土交通大臣の行う特定維持に要する費用）

第65条の4 第16条の5第1項の規定により国土交通大臣が行う特定維持に要する費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県等の負担とする。

2 第16条の5第1項の規定により国土交通大臣が行う特定維持により、前項の費用を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用を負担する都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

3 第16条の5第1項の規定により国土交通大臣が行う特定維持について、第1項の規定によりその費用を指定都市が負担する場合において、都道府県が当該都道府県の区

域（その区域内に当該指定都市が存する都道府県にあつては、当該指定都市の区域を除く。）について著しく利益を受けるときは、当該指定都市は、その受益の限度において、当該指定都市が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。

4 第63条第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

5 国土交通大臣が第16条の5第1項の規定により特定維持を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県等は、政令で定めるところにより、第1項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、国庫に納付しなければならない。この場合において、第2項又は第3項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべき費用があるときは、当該利益を受ける都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県等に対してその費用を支出しなければならない。

（兼用工作物の費用）

第66条 河川管理施設が他の工作物の効用を兼ねる場合においては、当該河川管理施設の管理に要する費用の負担については、河川管理者（第59条及び第60条第2項前段の規定により当該費用を負担する者が、国であるときは国土交通大臣、都道府県であるときは当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下次条、第68条、第70条及び第70条の2において同じ。）と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

（原因者負担金）

第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

（附帯工事に要する費用）

第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第37条の2、第58条の13、第95条及び第99条第2項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

（河川管理者以外の者が行なう工事等に要する費用）

第69条 第20条の規定により河川管理者以外の者が行なう河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該河川工事又は河川の維持を行なう者が負担しなければならない。

（受益者負担金）

第70条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

（特別水利使用者負担金）

第70条の2 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者（以下この条において「特別水利使用者」という。）に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの（河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。）に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。

2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならない。

3 第1項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

4 第1項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。

（負担金の通知及び納入手続等）

第71条 第67条、第68条第2項、第70条第1項、前条第1項及び第75条第9項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（負担金の帰属）

第72条 第67条、第68条第2項、第70条第1項、第70条の2第1項又は第75条第9項の規定に基づく負担金は、国土交通大臣が負担させるものにあつては国、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県の収入とする。

（義務の履行のために要する費用）

第73条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

（強制徴収）

第74条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日以上経過した日でなければならない。

3 河川管理者は、第1項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第4章 監督

（河川管理者の監督処分）

第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに

条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物（除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。）若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者
- 二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者
- 三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者

2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- 一 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
- 二 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。
- 三 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。
- 四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。
- 五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 河川管理者は、前項の規定により工作物を除却し、又は除却させたときは、当該工作物を保管しなければならない。

5 河川管理者は、前項の規定により工作物を保管したときは、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」と

いう。)に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 河川管理者は、第四項の規定により保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該工作物を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 河川管理者は、前項の規定による工作物の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物を廃棄することができる。

8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第3項から第6項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物（第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物にあつては国、都道府県知事が保管する工作物にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県に帰属する。

（監督処分に伴う損失の補償等）

第76条 河川管理者は、前条第2項第四号又は第五号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第23条若しくは第26条第1項の許可又は第23条の2の登録を受けた者が、第41条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。

2 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

3 河川管理者は、第1項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第五号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（河川監理員）

第77条 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第20条、第23条、第23条の2、第24条から第27条まで、第30条、第31条第2項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の規定若しくは第28条若しくは第29条の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第75条第1項若しくは第2項の規定に

よる処分又は第90条第1項の規定による条件に違反している者を含む。) に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。

2 河川監理員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 前項の規定による証明書の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査)

第78条 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定により許可、登録若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行うため必要な限度において、その職員に当該許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可、登録若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(国土交通大臣の認可等)

第79条 都道府県知事は、第9条第2項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合

二 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合

三 第16条の3第1項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合

四 政令で定める水利使用に関し、第23条、第29条若しくは第34条第1項の規定による処分若しくは第24条若しくは第26条第1項の規定による処分(第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する処分を除く。)又はこれらの処分に係る第75条の処分をしようとする場合

(国土交通大臣の指示)

第79条の2 国土交通大臣は、指定区間内の一級河川又は二級河川において、洪水、

津波、高潮等により、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると認められる場合、異常な湧水により、水利使用が困難となり、若しくは困難となるおそれがあると認められる場合又は汚水の流入等により、河川環境の保全に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる場合において、それらの防止又は軽減を図るため緊急の必要があると認められるときは、当該指定区間内の一級河川の管理の一部を行い又は二級河川を管理する都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第5章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県河川審議会

（社会資本整備審議会の調査審議等）

第80条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、河川に関する重要事項を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項について関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

第81条から第85条まで 削除

（都道府県河川審議会）

第86条 都道府県知事の諮問に応じて、二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に条例で、都道府県河川審議会を置くことができる。

2 都道府県河川審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第6章 雑 則

（一部略）

（この法律の規定を準用する河川）

第100条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第16条の4、第16条の5、第65条の3及び第65条の4の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第13条第2項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第16条の4第1項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第2項、第16条の5及び第65

条の3第1項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第16条の5第1項、第65条の3第1項、第2項及び第6項並びに第65条の4第1項及び第5項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第65条の3第6項及び第65条の4第5項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（一級河川、二級河川又は準用河川の指定に係る無償貸付け等）

第100条の2 一級河川又は二級河川の指定があつた場合において、市町村が所有する当該一級河川又は二級河川の用に供される土地（一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川（以下「普通河川」という。）の用に供するため第3項又は国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第五号の規定により市町村に譲与されたものに限る。）は、当該土地が当該一級河川又は二級河川の用に供されている間、国に無償で貸し付けられたものとみなす。

2 準用河川の指定があつた場合において、国が所有する当該準用河川の用に供される土地は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該土地が当該準用河川の用に供されている間、当該準用河川を管理する市町村長の統轄する市町村に無償で貸し付けられたものとみなす。

3 国土交通大臣は、一級河川、二級河川又は準用河川の指定が廃止された場合において、市町村が当該一級河川、二級河川又は準用河川の用に供されていた国の所有する土地を引き続き普通河川の用に供しようとするときは、当該土地について、国有財産法第28条の規定にかかわらず、当該普通河川を管理する市町村長の統轄する市町村に譲与することができる。

第7章 罰 則

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第23条又は第23条の2の規定に違反して、河川の流水を占用した者
- 二 第26条第1項の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者
- 三 第27条第1項の規定に違反して、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

第103条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条の3第4項の規定に違反して、原状回復措置等を拒み、又は妨げた者
- 二 第30条第1項の規定に違反して、工作物を使用した者
- 三 第89条第7項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨

げた者

第104条 次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- 一 第55条第1項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者
- 二 第58条の4第1項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

第105条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第44条第1項の規定による指示に従わなかつた者
- 二 第47条第1項前段に規定する操作規程の承認を受けないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者
- 三 第47条第3項の規定に違反して、ダムを操作した者
- 四 詐欺その他不正な手段により、第23条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項若しくは第58条の4第1項の許可又は第23条の2の登録を受けた者
- 五 詐欺その他不正な手段により、第30条第1項の規定による検査に合格して、工作物を使用した者

第106条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第49条の規定に違反して、記録を作成せず、又は記録の提出を拒み、若しくは虚偽の記録を提出した者
- 二 第50条第1項に規定する管理主任技術者を置かないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者
- 三 第58条の規定により河川区域内の土地とみなされる河川予定地内の土地又は第58条の7の規定により河川立体区域内の地下若しくは空間とみなされる河川予定立体区域内の地下若しくは空間において、第26条第1項の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者
- 四 前号に規定する河川予定地内の土地又は同号に規定する河川予定立体区域内の地下若しくは空間において、第27条第1項の規定に違反して、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者
- 五 第三号に規定する河川予定地内の土地又は同号に規定する河川予定立体区域内の地下若しくは空間において新築し、又は改築した工作物を、第30条第1項の規定に違反して、使用した者
- 六 第78条第1項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

第107条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第102条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第108条 第33条第3項（第55条第2項、第57条第3項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

第109条 第28条又は第29条第1項若しくは第2項の規定に基づく政令又は都道府県若しくは指定都市の条例には、必要な罰則を設けることができる。

2 前項の罰則は、政令にあつては6月以下の懲役、30万円以下の罰金、拘留又は科料、条例にあつては3月以下の懲役、20万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

重要水防区域及び水防倉庫位置図

(巻末添付)

美馬市水防計画



この美馬市水防計画にご意見やご質問等がある場合は、以下までご連絡をお願いいたします。

【危機管理課 0883-52-1677】

美馬市企画総務部危機管理課

資料-8 重要水防区域及び水防倉庫位置図 (美馬市水防計画 巻末資料)

重要水防区域 (危険箇所)	県有水防倉庫	管理団体水防倉庫
⑫  A 区 間  Aを含む区間 (XがA区間)  上記以外	○	●

